

平成26年第2回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年3月3日(平成26年2月19日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成26年3月12日(水) 午前9時30分
散会 午後3時30分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
12番	辰田 直久	14番	石橋 純二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成26年第3回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成26年3月12日(水) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成26年第2回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成26年 3月12日(水)

—— 午前9時30分開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番辰田議員、14番石橋議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 昨日に引き続きまして一般質問を行います。それでは通告順位第3号、大和議員登壇をお願いいたします。
- 大和議員(大和磨美) 議長。
- 議長(山中康樹) 1番、大和議員。
- 大和議員(大和磨美) はい、皆さんおはようございます。1番日本共産党大和磨美です。今年例年になく年明けからの積雪が少なく、このままあったかい日和も続いてましたし、雪も降らずに春がくるのかなあと感じておりましたら、おとといの大雪で、まあ、突然の大雪でびっくりしております。で、予定されておりました8.24災害の本復旧工事の方も2月の後半から町内のあちこちで見かけるようになり、いつから復旧工事が始まるのかと心配して不安に思っておられた町民の皆さんも少し安堵していらっしゃるのではないのでしょうか。さて、早速ですが質問に入りたいと思います。今回私は大きく2項目についての質問通告をしております。まず、1項目目としまして、農商工等連携ビジョン及びアクションプランについてと挙げております。現在このビジョンやプランにそって、A級グルメ構想や定住促進、農業の担い手確保、観光客の誘致などをいろいろと関連づけて取り組んでおられますが、特にA級グルメに関しては町外から注目されているにもかかわらず、まだまだ町民の意識が薄く、A級グルメの言葉は知っていても実際はどういうことなのか今一分からないであるとか、香木の森やA j i k u r aあたりだけでやっていて、私らにはよく分からないという声を耳にします。また観光協会と行政との関係がよく分からない。町のA級グルメの担当職員がいつも観光協会のことをやっているのはどうしてなのか、という疑問の声も耳にしています。そのような小さな疑問や誤解があることも町民理解が進んでいないと感じる一つの要因となっているのではないかと考えます。そこでまずA級グルメの担当課であります、町の商工観光課と邑南町観光協会との関係や立ち位置はどのようになっているのかをお尋ねします。人員体制や役割分担などを含めどのようになっているのでしょうか。お願いします。
- 日高商工観光課長(日高始) 番外。
- 議長(山中康樹) 日高商工観光課長。
- 日高商工観光課長(日高始) ええ、現在商工観光課には役場職員が5名配置されております。

す。また一般社団法人であります邑南町観光協会は、ええ、現在のところ正規職員が13名、臨時職員が7名、地域おこし協力隊員6名、合計26名の人員配置で運営をしております。観光協会の事業は大きく分けると、四つ主要な事業がございます。ええ、観光推進事業、食の人材育成事業、食のマーケティング事業、そして公園管理事業、この四つでございます。ええ、それぞれ部門別に事業を進めております。町の方から邑南町観光協会へ一部の事業を委託していることもありまして、商工観光課長が観光協会に申しますと専務理事という立場でございます。また、商工観光課の担当職員が常務理事という立場で町から委託している事業の部分について執行状況の確認などの業務を行っているという状況でございます。

●**大和議員(大和磨美)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 大和議員。

●**大和議員(大和磨美)** はい、えとまあ、観光協会に一部業務委託をされておられるということであ、商工観光課の職員が入っているということのようですが、10月に開催した議会の意見交換会では観光協会の役員さんの中からこんな声がありました。えと、町長が会長、そして担当課の職員が理事ということで入っているが、あの民間から入っている理事が知らないうちに事が進んでいることがあるんだけどこれはおかしいんじゃないかという、あのう、声がありました。ま、そのようなご意見があったということもお伝えしておきます。で、担当の職員がおそらくA級グルメのPR活動やイベント出展などの業務もあって、マスコミやメディアへの露出が多くなったり、全国あちこちに出張されているという状況なのではと思うのですが、ま、そのことが地域の皆さんの中の一部の方には役場の一職員がいったいなにやとるんか、と、なんか変な誤解や偏見を生むような形で目に映っているというふうに感じるがございます。ええと、そこでA級グルメの担当職員さんの動きや業務はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ご質問の、担当業務のことでございますが、ええ、まずこのA級グルメ構想がですね、総務大臣賞など数多くの地域振興にかかる全国的な賞を受賞している中で、ええ、現在商工観光課で担当している職員が、ええ、これはあのう、小泉元総理が総理大臣時代に内閣で発足をされた地域産業おこしに燃える人というものと、ええ、あるいは総務省にですね、地域力創造アドバイザーというのがあります。ええ、これに商工観光課の担当職員が任命をされております。ええ、そしてこの邑南町の取り組みを先駆的な例ということで全国の自治体に発信するアドバイザーという形で活躍をしているという状況でございます。ええ、最近では全国の自治体あるいは大学とかですね、ええ、そういったところから本町のA級グルメの取り組みを題材とした講演依頼、これがまあ、殺到しております。そういった中で担当職員は、ええ、まあ、本来業務に支障のない程度にもちろん限ってでございますが、それからまあ、交通費などの費用は当然依頼者の方の負担ということになります。ええ、そういった支障のない程度に限って、全国に出向いて講演などを行っております。ま、こういう形で全国で講演を行うということで、ま、本町のメリットとしましては、やはり国の省庁の情報収集が迅速にできるということ、あるいはええ、外部の専門家との人脈が構築できるということ、また全国の自治体関係者に講演をす

るということによって、本町の知名度が非常に向上するということがあります。ま、そのことによりまして、本町への観光客、あるいは視察研修のために訪れる方の増加につながっているというふうに考えております。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、今のお話で担当職員の方が、あのう、業務の中でやっているということが大変よく分かりました。あのう、それまでやっぱりあのう、地域の町民さんからは公務員という姿っていうのが、本来の公務員の姿っていう、なんかこうイメージっていうのが、あのう、特にお年寄りさんの中にはあるみたいで、やっぱりあのう、遠くに行っておいおいしているという姿がなんでかというのが分からないっていうふうな、あのう、声をよく耳にしていたので、まあ、今のご説明で担当の方が、あのう、全国に出向いて行って邑南町をアピールしている、あのう、そして、あのう、知名度の向上やA級グルメが全国から関心を集める事業となっていることは、間違いのないことでその点においては評価ができるのではないのでしょうか。しかし、やっぱり業務として役場のし、役場としての仕事よりも観光協会としごと、観光協会としての業務の比重がもし高いようであれば、あのう、まあ、誰がみてもなんか納得するような形で、あのう、あっさり出向や特命という人員配置も考えられると思うんですけども、まあ、この町民さんの中にはさっき言いましたように、曖昧な人員配置の仕方にやはり疑問を持つ方がおられるということもあって、あのう、そのあたりについて町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、お答えする前に、まあ、町民の方に誤解があってはなりませんけども、ええ、議会の地域へ出向いての座談会で、知らん間にそのう、町長が理事長、会長ですか、そして、課長が専務理事、担当職員が常務理事に、のことは知らん間に決まっちゃったというような発言がございましたけども、ああ、実はこれはあのう、ちゃんと手続きを踏んでおりまして、役員理事会にかけております。理事会で理事の方は当然知っていらっしゃるし、けども中にはですね、ずっと欠席をされていた理事さんもいらっしゃるわけです。正に理事の怠慢だというふうに思いますけども、ええ、そういった仮に理事さんから発言が出れば私は非常に釈然といたしません。ええ、当然その役員構成については決まったあと報告もしておりまして、そういう発言が出るということについては私は残念であります。ぜひ誤解のないようにしていただきたい。まあ、そういった中で、ええ、まあ、出向の話もありましたけども、私はこの観光協会と町のやっていることっていうのは正に表裏一体でございまして、特に邑南町の産業振興を図る上においては観光振興っていうのは大きな、大きな柱の一つです。ですからやはりこれは商工観光課と観光協会が正に一体となって町長の命を受けて、一体的にやるということが大事であって、単に出向したからどうということではなくて、やっぱり我々の意志をしっかりと観光協会は受けて、そして行動していくということについては私は今の現状でよろしいのではないかなとまあ、いうふうに、まあ、思っております。

●大和議員(大和磨美) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●**大和議員(大和磨美)** はい、えとまあ、今町長さんからお聞きしましたがまあ、観光振興の業務と観光協会の業務っていうのはもう表裏一体、あのう、共にやっていくべきことというふうにも、あのう、お答えいただきました。まあ、今のお答えのように担当職員さんの業務や役割そういうものが周りの方、地域の方に十分に理解や支持されてこそ、邑南町の宣伝マン、セールスマンとしてのびのびと活動できるのではないかと思います。もっとも町民さんにその担当課であるとか、担当職員であるとかそのへんの業務を分かっていたら努力っていうことはこれからはすべきことではないかと思っております。ま、今後の活躍を期待しています。ええと、次にええと、邑南町農林商工等連携ビジョンは平成23年度からの5か年計画ということで進められ、今年度終了でちょうど真ん中の年が終了するということとなりますが、当初の計画に掲げた定住人口、食と農に関する起業家、観光入り込み客数についてこれまでの実績及び25年度の達成見込みはどのようになっているのでしょうか。お願いします。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長

●**日高商工観光課長(日高始)** 平成23年3月に策定しました邑南町農林商工等連携ビジョンの中で具体的な数値目標として掲げておりますのは平成23年度から27年度までの5年間で、食と農に関する5名の起業家輩出、それから定住人口200名の確保、ええ、それから観光入込客数100万人の実現、この3つが数値目標でございます。23年度と24年度の2年間での実績をもうしあげますと、食と農に関する起業家は8名で目標の5名に対してはすでに達成をしております。次に定住人口ですが、まあ、ここで言います、あのう、定住人口の捉え方でございますが、これは、役場の定住促進課に配置されております、定住支援コーディネーター、このコーディネーターが関わって定住された方のみの人数に限定した数字でございます。ええ、まあ、この数字で申しあげますと、2年間で72人となっております。また、観光入込客数は目標の100万人に対しては2年間で93万人、2年間と言いますか、年間で、現在のところ23、24年度93万人となっております。まあ、したがってこの二つについてはどちらも目標数値には現在のところ達しておりません。それから25年度の2月末現在の数字を申しあげますと食と農に関する起業家は16名増えておまして、合計で24名、また、定住人口の方は40名増えて、合計で112名。それから観光入込客数については、現在のところ若干ではありますが減少しているという状況でございます。3月末までの見込みとしましては、定住人口について申しあげますと少なく、さらに少なく見積もっても10名程度は3月末までに増加が予想されますので、3年間の合計では、目標の200人に対して、25年度末では120名程度になるものと予測をいたしております。この数字は先ほども申しあげましたが、定住支援コーディネーターが関わって定住された方のみの数字でございますので、コーディネーターを通さずにですね、直接Uターン、Iターンされた方はこの人数には入っておりませんので、ご注意をいただければと思います。ええ、このまあ、目標数値ですが、平成27年度末の期限まで、あと2年となっております。目標の達成に向けてはさらにさまざまな施策を展開していく必要があるというふうに感じております。ま、農林商工連携ビジョンの数字だけをとらえて考えますと、すでにまあ、目標数値を達成している部分もあります。現在約3年を経過した時点での進捗状況としましては順調に推移しているという認識を持ってお

ります。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、えとまあ、今お話にあった定住支援コーディネーターを通してのみの定住ってということでの数字だったわけですが、ま、実際にあのう、個人的にたぶんあのう、ふるさとに帰って来るであるとかのUターンとかそれとかまあ、知人を頼ってくるIターンとかがまあ、たぶん入ってない数字ということでもよろしいですかね。はい。えと、まあ、今のところ食と農に関する起業家について目標値を大きく上回って達成しておられるということですが、えと、これはやっぱりあのう、皆さんの関心も高まってきているということも起因しているのではないのでしょうか。で、また定住人口や観光入り込み客も中間報告としては、順調に目標を達成しているということで、あのう、これからの数字の伸びってというのが、まあ、期待されるところです。あと残り2年設定期間がありますので、あのう、課題や政策の展開方法などを今一度この中間年が終わった、あのう、今こそ検証したり、洗い出したりしながらさらにけいかを、成果を上げていってほしいと思います。さて、課題という点においては特にA級グルメに関しては全国からも注目されており、町外での評価は高まりつつありますが、最初の方で申しあげたように、町内ではまだまだA級グルメっていう言葉は知っているけど、いったい何？と言われる方が大変多く感じます。A級グルメという言葉だけが一人歩きをして本当の意味での理解が進んでいないような気がしております。また理解度については年齢層や居住地域によってもばらつきがあるように感じます。あのう、私たちのような世代はあのう、やっぱりA級グルメという言葉を知ると、なにか真新しいし、あのう、つい期待をしてしまうので、まあ、注目して、あのどんなものなのかなって自分から興味を持って、あのう、まあ、知ろうとするってということもあるんですけども、やはりあのう、お年寄りさんであるとかそれからあのう、香木の森とかA j i k u r aがまあ、見える地域、石見地域の方はあのう、すごくあのう、理解をされているんですが、羽須美の方や瑞穂の方でなかなかこっちの方に来て実際目でみて、あのう、体験されてない方にとっては、あのう、なんだっていう声が相変わらず高いような感じがしております。具体的に町民ひとり一人が自分たちの生活とどのように結びついているのかっていうことを理解していただいて、しんそう、浸透させていくのが今後の課題になっていくのではないのでしょうか。重要課題であるこの住民理解を進めるために今後は行政としてどのように発信したり説明をしたりして進めていくおつもりなんでしょうか。お願いします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) A級グルメに関しての住民の方への浸透ということでございますが、ええ、農林商工等連携ビジョンやアクションプランを含めたA級グルメの全体像を示すことについては取り組んできております。ええ、これは本町の町外における知名度の向上を狙い、戦略的にマスコミ等に情報展開をしてきたことによるものであり、そういう意味では一定の評価をしているものであります。一方、町の主要施策として度々議会でも取り上げていただき、またケーブルテレビやマスコミ等における露出度が高いこの取り組みについて、ええ、先ほどおっしゃいました住民の皆さんの日常の生活とどのような関

わりがあるのかということについては分かりにくい部分があるというふうには考えております。ま、このことにつきましては現在A級グルメの取り組みの中でも食に関する部門について、ええ、A級グルメとはどのような食かについて関係者に参画をいただきまして、研究を進めていますので、まあ、より多くの生産者、加工、販売等に関わる方に、例えば認定等行う仕組みとしてお示しできるものというふうに考えております。ええ、その他100万人の入り込み客の実現に向けたA級グルメな体験、あるいは交流の促進については田舎ツーリズム推進研究会や地域のコミュニティ再生に取り組む関係者や各種イベントや事業を展開する地域と連携をして進めていくなど、まあ、具体的な事業を通じて個別に理解を深めていくことが必要だというふうに考えております。ええ、議員の皆さまにおかれましても、ええ、協働の精神でもって、周囲への理解が深まるようにサポートいただけると大変喜びます。ええ、また来年度開校予定の食の学校のキャッチフレーズは100年先の子どもたちに伝えることができるおおなんの食文化としております。本町の豊かな食文化を町民の皆さんが一体となって築き、継承していくことを目指していこうというふうに考えております。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、まあ、今あのう、いろいろ説明していただいたんですが、あのう、まあ、実際に参加していただくということが大事だというふうに、まあ、とらえました。で、今食の学校について少し触れられておりましたが、まあ、いよいよ4月にオープンということで、あの町民の多くの方が注目して期待しておられると思うんですが、私たち議会も先週の土曜日に日桜ロードの開通式に参加する時に、ちょうどあのう、工事中の旧日和保育所のそばを通ったんですが、まあ、オープンに向けて動いているんだなあというのを、目で見えて感じて、あのう、きたところです。で、あの今せっかくお話に出たので、この食の学校についての授業内容など詳しく教えてください。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、食の学校について説明をさせていただきたいと思えます。ええ、今回の定例会にも条例案を議案として上程をさせていただいておりますが、その設置目的に掲げておりますのは、ええ、専門的な技術と腕に覚えのある人材を活用し、地域資源を生かした新商品や新サービス開発を支援するとともに、講師、食材提供者及び研修参加者が地域の食文化に関する調査、研究、保存等に関わることで邑南町における暮らしや食文化の魅力を再発見することとなっております。ええ、まあ、もう少し分かりやすい言い方で申し上げますと、ええ、目的としましてはA級グルメを基盤とする邑南町の食と農のさらなる発展を目指すということでありまして、ええ、五つの目的を掲げております。ええ、一つは邑南町の農業と食文化を100年先の子どもたちに伝承するための食農教育の実施。ええ、それから6次産業化の推進に向けた邑南町食材の活用策の研究。新商品開発及びテストマーケティング、ええ、それから住民の皆さんが、ええ、ビレッジプライド、ええ、これは地域の誇りという意味でございますが、この地域の誇りを再認識できる場の創出、それから地元食材を有効活用するための地元の料理人及び加工技術者の育成、ええ、これは世界に羽ばたくシェフを地元で育成するという意味を込めております。

さらには来訪者が魅力を感じる、まあ、町へ来ていただく動機の創造及び町内での滞在時間の延長のための、邑南町の農業と食文化の魅力の洗い出し及び情報整理、ええ、こういった五つの目的を掲げております。ええ、それでまあ、具体的な手法としましては、ええ、外部講師及び地元講師による料理、加工教室の定期開催ということ、それから町内の各公民館における出張教室の開催、小中学生向けの実践型食育教室の開催、邑南町の農業と食文化の情報収集、それから邑南町の農業と食文化の効率的かつ効果的な情報発信体制の一元化、ええ、ということでございます。ええ、また今後の具体的なスケジュールとしましては、ええ、4月の末に食の学校の竣工式を予定しております。ええ、その後、食の学校を町民の皆さまに知ってもらうために、だいたい6月いっぱいくらいまでをかけてお試し教室のような形で、単発でいろいろな講座を開催しまして、ええ、実際に皆さんに体験をしてもらい、皆さんからの意見や感想をいろいろと聞きたいというふうに考えております。ええ、そして、7月ごろを目途に実際に食の学校を開校いたしまして、事業を進めていきたいと考えております。

●大和議員(大和磨美) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、えとまあ、今、食の学校についてはご説明いただきましたけれども、あのう、まあ、地域資源を生かした参加型の、あのう、体験型の施設をとということで捉えていいのではないかと今思いました。で、あのう、まあ、あのう、食の学校の場所が日和地区ってということで、まあ、今、出張型の料理教室は開催される予定があるというふうには伺ったんですが、あのう、羽須美や瑞穂から、あのう、参加したいなと思う方がおられた場合には交通の便がやっぱりよくないなっていう印象があります。で、多くの方に幅広く実際に利用していただくということが理解を進めて行く上では一番の方法だと思いますので、まあ、教室やイベントに合わせて、町の方から送迎の方を考えてみるであとか、まあ、広い町内ですので、あのう、出張してなにかイベントとかも瑞穂とか羽須美の方でも開催されてはどうかと思うんですが、まあ、あくまで提言なんですけどそのような送迎とかについてはお考えでしょうか。どうでしょうか。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、先ほどの計画の中で少し触れさせていただきましたが、ええ、食の学校の方から出向いて行くということで、出張教室というような、形のものでは当然行っていく必要があるかというふうに考えております。ええ、今まあ、その他いろいろとご提言をいただきまして、ええ、ありがとうございます。やはりまあ、考えなければいけないのはあのう、食の学校が皆さまにとっていかに身近な存在となり、ええ、気軽に利用していただく施設となるかということではないかと思っております。まあ、そうなることによってまあ本来の目的が達成をされまして、充実した施設となることができるというふうに思います。ええ、まあ、いただいたご提言、あのう、参考にさせていただきます、今後まあ充実した学校となるようにいろいろと検討をさせていただきたいというふうに思います。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●**大和議員(大和磨美)** はい、先ほどのあの食の学校の説明の中で、あのう、キャッチフレーズっていうのが出てきたんですけど、えと、100年先の子どもたちに伝えることができる食文化というふうに先ほどおっしゃいました。私もこのキャッチフレーズ、今聞いていてすごく素敵だなと思ったんですけど、まあ、私も調理師免許があつて、まあ、前職が学校給食の調理員だったこともあり、あのう、すごく食育っていうことに興味があるので、まあ、昨年11月から数回にわたって、あのう、雇用推進協の方が行っておられましたA級グルメの食育セミナーや食の起業家養成講座というのに実際に参加させていただきました。そこで参加された皆さんと一緒に邑南町の食材や資源、食の歴史や文化そして郷土料理について実際に作ってみたり、食べてみたりして学び合いました。実際に参加して携わるっていう中で豊かな自然に囲まれた地元の新鮮で安心、安全な食材や子どもたちに伝えていきたい食文化や郷土料理こそが正にこれがA級グルメなんだっていうことを身をもって体験して、あのう、知ることができました。だからあのう、ま、食の学校がせっかくできるわけですから、多くの方に実際に関わっていただくっていうこと、参加していただくっていうこと、これが真の意味での理解が進んで自分の生活ともほんとは結構関わりがあるんだよっていうことを、町民さんに気付いて知っていただくっていうことをこれから大切に事業を進めていくべきだと考えます。で、食べることは生きることそのものであります。そして先ほども言われてましたように、食と農は切っても切り離せません。もう同じと言ってもいいんじゃないでしょうか。誰もが誇りを持って邑南町はA級グルメの町ですと胸を張って言える、そして人に聞かれたときに自分の言葉で説明ができるそういうふうな理解を進めていくっていうことがこれからは大切なんではないでしょうか。まあ、今後の事業展開に期待をしていますので、あのう、ぜひ一刻も早くこの住民理解、これに重点をおいて頑張ってくださいと思います。さて、次の質問項目に移りたいと思います。ええと、指定管理者であります社会福祉法人と行政のあり方についてお尋ねします。現在邑南町は複数の福祉施設の運営を指定管理者制度として地域の社会福祉法人に代行してもらっておりますが、運営状況に関してはどの法人も社会福祉法人法にのっとり、原則開示をされております。で、その開示されている資料っていうのは基本的に住民誰でも見ることができるということです。で、この開示されている資料を見た地域の方から、過去10年間の石見さくら会の決算資料を見たところ、当期末残高が毎年増えており、約5億円の余剰金があるように見えるんだが、どういうことだろうかという声が寄せられました。まあ、余剰金というのは、まあ、今ニュースとかでもいろいろ言葉で出てきますが、いわゆる内部留保であり、まあ、これは一般企業であれば高利益を上げている状況でよくやっとな褒めることもできるんですけども、社会福祉法人法の理念から考えると、ええと、あまりため込むべきではない、福祉の向上に使われるべきものと考えられます。目的のある内部留保であるのならよいのですが、このような運営状況を指定管理者として指定している行政としてはどこまでを把握してどのように認識されておられるのかを伺いたいと思います。お願いします。

●**飛騨福祉課長(飛弾智徳)** 番外

●**議長(山中康樹)** 飛騨福祉課長。

●**飛騨福祉課長(飛弾智徳)** ええ、社会福祉法人のまずあのう、運営状況についてですが、あのう、社会福祉法人は営利を目的とするものではあつてはならないだけでなく、極めて

公共性の高い公益法人として適正な運営が強く求められていることから、あのう、所轄庁であります島根県が運営全般に関して指導監査を行っておりまして、ええ、これまで適正な運営、法人運営と円滑な社会福祉事業の経営が確認されてきております。で、町としましても、あのう、指定管理施設に対しましては、ええ、社会福祉法人の決算書が、まあ、6月に提出されますので、ええ、これをもとにこれまで毎年7月初旬から各法人を回って、監査を行っておりまして、ええ、会計年度における当期資金収支差額でありますとか、当期末支払資金残高など、運営状況につきまして把握、確認をしており、まあ、不明確な点はないものというふうに判断しております。で、ええ、この余剰金、あのう、期末、失礼しました、期末支払資金残高が増加しているということでございますが、まあ、この原因としましてはあの介護保険事業施設サービスあるいは居宅サービスにかかる介護報酬が増加しているというふうに考えております。また内部留保についてでございますけれども、ええ、この内部留保につきましては、あのう、一般的には将来建物の改修でありますとか、老朽化に伴う建て替えとか、備品整備のための積立金でありますとか、あるいは職員の処遇改善に伴う積立金、人材確保対策などに充当されることが適切であると思えますし、将来的に社会福祉事業を継続実施するためにも、あくまでも自治会などの、で、法人の内部で、これらのための事業計画を策定して用途を明確にされることが望ましいものと考えます。で、この内部留保につきましては現在国の方でその内部留保の多寡、あのう、いくらまでがおいしいのか、いくらまでが少ないのかといった、そういうことについて今議論がされておりました、ええ、まさにあのう、その公益法人と言えどもですね、将来的に先ほど申しあげました積み立て等の必要性、あのう、修繕とか大規模改修とか、建て替え等にも必要となってくると思いますので、まあ、そういうところについてまあ、必要なものであるというふうに思っております。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(山中康樹) 大和議員。

●大和議員(大和磨美) はい、今のご説明では一応町としては、あのう、運営状況については把握をしているということでありました。ええとまあ、しかしまあ、先ほど言われておりましたが、施設の修繕であるとか建て替えのための積立金ということでの内部留保っていう、あるとか、いうのは分かるんですけども、それがじゃあ処遇改善、あのう、働いている人の処遇改善であるとか、あのう、実際に利用している利用者さんのサービス向上に使われているのかっていうことは、やっぱりこの辺は行政としてチェックをかけるっていうことも必要ではないかと思えます。それはまあ、指定管理者として指定をしているっていうことで、責任もあると思えますし、あのう、まあ、あのう、まあ、これは先ほどまあ、たまたま名前ですくら会さんを出したんですけども、あのう、まあ、世間一般で、あのう、福祉施設であるとかいうところではやはりあのう、職員さんの処遇、待遇っていう面で少しあのう、厳しいものがあるというふうな認識がまあ、あると思うんですけども、あのう、実際に町内のいろんな施設で働いておられる方の、あのう、就業形態を見ても、臨時職員さんの数がやはりあのう、多い気がしております。正職員さんはまあ、国で、法律で決められて適正な数で配置はされていると思うんですけども、あのう、やはりこの田舎のこの町で働いていくっていうことでは、あのう、いつまでもその臨時職員さんでおるっていうことは、すごくあのう、厳しい生活っていうことが伺えますので、

あのう、まあ、この内部留保で、まあ、今回は見てみたんですけれどもそのへんがきちんと適正に、あのう、貯めて、目的があるものなのかっていうことは行政としてしっかりこれからもチェックして行って、住民の福祉や地域の福祉を守るために必要なことなので今後もやって行っていただきたいと思います。まあ、今回は提言とどめてはおきますが、あのう、まあ、そういうことも住民さんは見ているんだよということ、それから住民さん、私たち一人ひとりがそのう、地域の福祉であるとか、社会福祉法人に対してもチェック機能というのを持っているんだよということ、まあ、今回この場に出したことで知っていただければと思います。ええとまあ、今回の私の一般質問はこれで終わります。

●議長(山中康樹) 以上で大和議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時30分とさせていただきます。

—— 午前10時15分 休憩 ——

—— 午前10時30分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第4号、平野議員登壇をお願いいたします。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 3番、平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、3番平野でございます。皆さん、おはようございます。ええ、本年は雪が少なかったとは言いますが、ええ、長かった雪の季節をやっと乗り越えまして、春の息吹を感じておる今日この頃でございますが、ええ、昨年豪雨災害からの復旧、復興へ向けての、ええ、つち音が本格的に聞こえ始めるころでございますが、くれぐれも事故等のないように気をつけて作業をしていただきたいというふうに思います。ええ、大都市、大企業を中心に景気回復という声が聞こえておりますけれども、ええ、我々地方にとりましてはまだまだ明るい兆しは出てきておりませんし、ええ、来月4月からの消費税8%に上昇ということにより、町民の皆さんの生活への影響も懸念されるところであります。加えまして平成27年度からは、ええ、合併特例交付税減額ということが始まりまして、また同年実施されます国勢調査により、さらなる人口の減少ということも予測されまして、ええ、自主財源の低下ということも危惧をされるところであります。ええ、先般説明をいただきました今後の町財政の見直しにおきましても、非常に厳しいかじ取りを予想されるということでございます。しかしながらこのような環境の中におきましても、ええ、行政並びに町民の皆さんの熱意と創意工夫でもって、しっかりと自立、発展していくということは可能であろうと思います。ええ、町におかれましてはなお一層の町民の皆さんの福祉の向上を図っていただき、また町民の皆さんの熱意ややる気というものを引き出す方向へ、ええ、持って行っていただきますようよろしくお願いをしたいと思います。ええ、さて、町長は平成24年9月の定例会におきまして、地域の足元を見つめ直し、町民誰もが主役になれる邑南町をつくり上げたいというふうにおっしゃっておられます。ええ、合併10周年を迎えます本年こそ改めて地域の足元を見つめ直し、町民主役のまちづくりを、ええ、積極的に推進して行っていただきたいというふうに思います。ええ、今回はこうした、ええ、足元を見つめ直すというような観点からですね、ええ、少し質問をさせていただきますというふうに思います。ええ、最初に、ええっと、ふるさと納税制度ということでございますけれども、現在各地の特産品のギフトなどの人気ということで、非

常に話題になっております。そして納税額の飛躍的に増えているように聞いておりますけれども、ええ、邑南町におけるこれまでのふるさと納税というのを、状況をまずは伺いたいと思います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 邑南町のふるさと納税の取り組み、まあ、推移でございますけども、平成20年の4月30日に交付されました地方税法の一部を改正する法律によりまして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたものでございます。地方自治体への寄附金のうちの2千円を超える部分について、個人住民税及び所得税が控除されるというものでございます。ええ、ふるさと寄附金とは、生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい、ふるさとのために貢献したいという善意の気持ちを寄附金というかたちにするもので、応援や貢献したいという思う地方自治体へ寄附された場合に、その相当額が、所得税やお住まいになっている、自分が住んでいる自治体の個人住民税から控除される制度でございます。本町でもさっそく平成20年より開始いたしまして、現在までで述べ94件1千131万3千円の寄附を受けているという状況でございます。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、邑南町のふるさと納税の状況を説明していただきましたが、ええ、総務省の統計によりますと、平成23年度まではふるさと納税につきましては大きな動きはなかったようでございますが、24年度の統計をみますと、ええ、全国で約74万人あまりの方がふるさと納税ということにされておられまして、ええ、金額にしますと、約650億円という金額が示されておりました。ええ、これはあのう、前年比でかなり、ええ、の前年比率で上がっておりまして、先ほど申しました各自治体によります特産品のギフトというものの効果が非常に出ていているように感じております。ええ、しかしながら現在邑南町におきましてはこのふるさと納税に対しましてホームページ等見ますと、特典の用意はございませんというふうに出ております。ええ、農産物でありますとか、石見和牛、各種加工品、地酒あるいは矢高味噌、スイーツ等開発もされておられます。またA級グルメ等でいろいろとPRをしておられますけれども、ええ、こういうことに対応しておられないというのは何か意図的なものがあるのか、それとも対応してできていないのかどうか、お教え願いたいと思います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、議員おっしゃいますとおり、かなりその平成23年度と24年度については差が出ているということは承知しております。これはあのう、震災の関係の寄附もございまして、増えているということも原因として把握はしておりますが、本町といたしましては邑南町のきずなの一つとして、この制度を考えておりまして、出身者を中心にふるさと寄附をお願いしてきております。現在邑南町といたしましては寄附を受けた方全員の方にお礼状の送付と町広報誌、広報おおなんの年間無料送付を行っております。それから広報には毎月の出来事を綴った季節の手紙を同封して、ふるさと出身者の方とのつながりを大切にしています。寄附をいただいた方を広報誌で紹介していることも

その一環でございます。こうした取り組みが、複数回、2回以上寄附される方が約4割を超えておりますので、そういった結果に結びついていると考えております。このように、あのう、邑南町出身者を中心にふるさと寄附金の裾野を広げていくということが大切だと考えておりますのと、もう一つあのう、総務省の25年の9月の文書でございますけども、ふるさと寄附金について、ええ、アンケートがございました。で、その結果として、お礼状とか感謝状の送付が9割、広報誌、パンフレットの送付が7割ですが、特産品の送付も5割ぐらいありました。ところが総務省としてはその実情に応じて、創意工夫を行っているものと考えられますが、ただし、特産品等の送付については問題があるという認識を持っておられます。でも、しかしながら地方の良識に任せるべきであろうということ、で、基本的には適切に良識をもって対応していただきたいという文書も来ております。したがって、あのう、本町としてはこれらのことを踏まえまして、現在のところ特産品等の関係のギフト等を利用することは、基本的に、まあ、考えておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、町のお考えはよく分かりました。しかしながらですね、これはあのう、まあ、誰でもどこへでもいわゆる納税というか寄附ができるという制度でありまして、しかもええ、地域の産業や特産品を全国にPRできるという意味におきましてはですね、地方の自治体にとってはこれは上手に利用していただきたいなというふうに感じております。ましてや、先ほどの出身者の方ということをおっしゃいましたけども、まあ、邑南町のようにたくさんの都市部へ行っておられる出身の方がいらっしゃいます。逆に考えれば、ええ、積極的に推進していただければ、邑南町にとってはふるさと納税をしていただける方がまだまだたくさんいらっしゃるということでございますので、そのへんこの制度の積極利用を考えていただいでですね、まあ、たいした大きな要因にはならないのかも知れませんが、まあ、地域の産業の振興あるいは町民の皆さんの励みになる、または若干なりとも収入にもつながっていくような要因もあると思っておりますので是非ともまあ、自主財源確保という意味におきましてですね、ええ、取り組んでみる意味はあると思っておりますので、ええ、今後しっかりとまた検討していただきたいというふうに思います。で、先ほどもこれに関連した質問でございますが、先ほど出ました、まあ、出身者の皆さんとのつながりという言葉がございましたけれども、ええ、現在各地に羽須美会、瑞穂会、石見会というふうに旧町村単位での出身の皆さんの団体がございまして、合併以後もそれぞれ別個の会として活動されておられるようでございます。ええ、私も先の広島瑞穂会の方に参加をさせていただきました。まあ、邑南町も合併10周年を迎えます。ええ、一つのまとまりを見い出してきつつあると思っております。そういう意味におきましては、まあ、田舎を離れてお暮らしの皆さんにはそれぞれの郷愁の思いも違ってしまうし、団体設立の経緯も異なりましようが、非常に難しい事かも知れませんが、こうした皆さんの会が一つに、まあ、おおなん会みたいな感じでまとまるような働きかけというものはこれまで町からされておられますでしょうか。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ふるさと会、いわゆるあのう、出身者会でございますが、これに関する事務は定住促進課が受け持っておりますが、合併時協議において、あのう、10回大会とか20回大会といった記念大会の際には事務局として出席するよう取り決めており、これまでもそのように対応しております。とはいえ、各出身者会の事務局の方とは、随時情報交換しており、各会での問題点等に対しても、問題点も伺っております。会員の高齢化や、新入会員の不足、各会自体の合併に関しても、役員レベルでは賛成意見が多くても、会員さんのレベルにおいては、年に一度、集まるだけなので、懐かしい人たちに会いたいという思いが強く、今さら他の地域の方と接しても、話が合わないからというような理由で敬遠される方が多いとも聞いております。そうした中、今、やっと懇親会レベルでの合併は進んでおりますので、引き続き情報交換を進め、新規会員の確保とからめて、協力体制の確立について協議していきたいと考えております。これからも、ふるさと邑南町の情報提供を続け、ふるさと納税も含め、深い結びつきによる邑南町への支援をお願いしたいと考えております。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** ええ、状況はよく分かりました。ええ、私も先般の広島瑞穂会に参加をさせていただきました。実はええと、20年前にも一度うちらでもっとります四つ葉の田植えばやし保存会というので、アトラクションに参加をさしてもらったんですけども、その時はおそらく大きな会場で100人以上たぶんいらっしやったと思います。今回は少し寂しい会場で30人ばかりの、しかも、ええ、ずいぶんご高齢の皆さま方ばかりで、非常にあのう、広島瑞穂会でも危機感を持っておられまして、ええ、まあ、石見会、羽須美会の会長さんたちも来られておられまして、今後の連携をどうやって図っていくかという話もされておられました。まあ、町からもですね、ぜひそういうところにいろいろと力を貸してあげていただきたい。まあ、町としましてもですね、あのう、それぞれ別の会が総会が開かれるとなりますと、出かけて行ったり、いろいろまあ、ええ、協力、あるいは援助なんかも必要であろうと思います。まあ、こうしたまあ、経費的なこともありましようし、まあ、町長も身柄は一つしかありませんので、あっちいこっちい行きよったら大変だと思います。まあ、それ以上にですね、あのう、やはり先ほどからありますようにふるさとの皆さま方の会をもっと積極的に盛り上げて、いわゆる邑南町のファンとしてですね、この人達に、ええ、今おられるところで邑南町を積極的にPRをしていっていただくということも併せてね、取り組んでいっていただきたいというふうに思います。まあ、あのう、私事ですが、私のおじも以前関西瑞穂会の方で会長をさせていただいておりました。まあ、先ほどおっしゃいましたように役員の年代が変わるごとに、会員さんの意識も非常に変わっており、会員同士のつながりもふるさととのきずなも薄くなっているというふうに非常にさびしそうに話しておったことがありました。しかしながら会員の皆さまはふるさとの様子はほんとうに非常に気にしておられますし、何とかしてふるさとの役に立ちたいという思いも強くお持ちのようでございます。こうした皆さんとのつながりというものをもう一度再構築をしてですね、ええ、邑南町サポーターとして皆さんの協力をお願いをしてまた先ほど出ましたふるさと納税というものも呼びかけてですね、ええ、ふるさとに貢献をしていただくということも、ええ、取り組んでいただきたいというふうに思います。い

かがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、ふるさと会で一番問題になっているのは、高齢化、若い会員が全く増えないという状況です。ええ、やっぱりそこをなんとかしないと統合であろうとこのままであるとなかなかもう発展性はないというふうに思ってます。だからそういうところをどういうふうに解決しようか今役員の方々はされようとしているのか、私は逆に聞きたいんですけどもね。で、まあ、そうはいつでも投げかけばかりじゃあいきませんので、できれば例えば広島なんか会の若い方々が、本当に志のある方がいらっしゃれば5人でも10人でもいいんですけども、やっぱり邑南町とやっぱり交流を図っていく。で、そこからまただんだん、だんだん増えてくるというような、やっぱりある程度そういった層に合わせてですね、交流の、を拡大していくっていうことをやっぱりやり始めないともうこのままでは消滅してしまうんじゃないかと、こんな思いがしておりますので、まあ、そういうようなことを私も行った先では申しあげていきたいなあとも、こういうふうに思っております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、おっしゃるとおりに若い人達がなかなか、まあ、この地元でもなかなか今そういうことがありますけれども、なかなか若い人達がみんな一緒に何かをやろうということが、気運が盛り上がらないというのは実際にあると思います。まあ、一つですね、今島根県の方では県の出身の方に遣島使という、島根の島を使った遣島使というものをされておられます。まあ、これをいただくんじゃないんですけども、邑南町もですね、遣島使みたいなことで若い人達にもっと邑南町を考えろ、PRしろというような形で、ええ、まあ、委嘱なりそういうことをしていくことも必要じゃないかというふうに思いますので、また、そういう人達とのつながりを発展させていくということも取り組んでいただきたいというふうに思います。そうしましたら、次の商業の活性化という、かじ取りということについて、これはまあ、お伺いというか、一つお願いをして、町長の考えをお聞きしたいというふうに思うんですけども、まあ、私も自営業でございますので、常日頃、まあ、地域のにぎわいといいますか、振興というのはやはり、あのう、商業の活性化それから学生さんを中心とした、若い世代の人の流れが作り出す地域の活力にあるというふうに考えておりますけれども、まあ、近年の若い人達の減少による活力低下というのはいかんともしがたいものがあります。さらに、ええ、インターネットというものの普及によります生活環境、あるいは商習慣、ああ、商い習慣ですね、の変化、そして長いデフレによる過激な価格競争による目先の利益にとらわれた商行為、消費行動というのは、これはまあ、全く個人の自由でありまして、ええ、いかんともしがたいものがありますが、しかしながら一つの考え方としてですね、あのう、行政として取り組んでいただきたいのは、地元消費、地元地域での消費が、まあ、いずれは納税という格好で地元に戻ってくるんだよというような啓発活動というものをもっと積極的に行なっただけでないものかなというふうに思っておりました。ええ、町長は以前に町内経済の棚卸しを行って、町内の総生産額が町内にどのように循環をしているか、また逆に町外にどれだけ流出して

いるかということ进行分析をして、できるだけ町内へ循環させる仕組み作りを研究したいというふうにおっしゃっておられます。また地産地消による地域内の循環と地産外商による外貨獲得へも取り組みたいとも言及しておられます。ええ、これは商業という観点におきましても非常に大きな影響あるいは効果をもたらすものであると思います。そこでこうした分析、研究による今、現在の認識とですね、それから今後何が必要であろうかというお考えがございましたら、町長、ぜひお聞きしたいと思いますがよろしくお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、まず分析であります。邑南町のまあ、特徴として地域内消費の比率が年々下がってきているということです。ええ、県平均でいきますと、地域内で消費されている率が83%もあるんだけど、邑南町に限っては45%しかない。ええ、もう少し突っ込んでみますと、地元のそうした利用率、地域ごとの消費の比率と言いますか、石見地域では57%、瑞穂地域で言えば32%しかない。羽須美に至っては23%しかないということですね。まあ、非常にこういうところが問題であろうと思うと同時に、ええ、地域の所得が56%も、まあ、年金所得に頼っているというようなことも、まあ、高齢化の町でありますから、状況としてはあります。したがって、やっぱり言えることはできるだけ地元の物を、地元の方は地元の物を買っていただくような、魅力のある物を、もちろん行政でもありますけども、関係する団体、商工会も含めてですね、もっともっとやっぱり考えていかなきゃならんというふうに、まあ、この分析を見て感じたわけがあります。で、まあ、その対策でありますけども、まあ、もちろん従来からこういうことは感じておりますから、地産地消という点では学校給食についても積極的に取り組んでおりますし、木材の利用率についても他の町村に先駆けて進んで、公共建築物等には町産材を使っているというような形で地域を循環させている。ええ、またあのう、産直市につきましても、2カ所ございます。特に産直市みずほについては、ああ、県内でも上位クラスの売上高をずっと誇っておりますし、そこに絡んでいらっしゃる生産者が、まあ、組合員と言っているんでしょうか。これがもう毎年増えてきているという、ということでまあ、先般も頑張っている中小企業ということで、経済産業省から3月3日でしたでしょうか、表彰したと。で、きのうも中国地方一円の道の駅の会がいこいの村でございましたけども、まあ、好事例ということで、ええ、店長がですね、支配人、駅長が発表したということでもあります。まあ、あのう、さらにあのう、そこはやっぱり今の時代でありますから、生産履歴ということで、ええ、マークをタッチしたらスパッと誰がつくって、いつ頃つくった物か、農薬はどの程度使っているものかというような生産履歴は一目瞭然で分かるということを、昨年12月にもう導入しております。こういった物を実は井原にあります雲井の里もやっぴいこうということで、ええ、県の方へ要望申請をされてるということでもあります。ですからなぜこういった産直が発展をしているのかということについては小売業の方々もやっぱり謙虚になられてですね、やっぱりその良さを学んでいく必要があるのではないかなあとまあ、いうふうに、まあ、思います。ええ、それからまあ、26年度の新しい事業として実は町単独ではありますけども、農林商工チャレンジ事業というのを創設いたしました。で、邑南町の場合はやっぱり商業とは言いながらも、やっぱり農業の衰退イコール商業の衰退につながりますから、農商工一帯となって、ええ、こういったものを

発展させていくという意味合いではございます。ええ、新商品の開発であるとか、販路開拓であるとか、積極的な事業活動、あるいは一人では無理だから事業の共同化、協業化、こういったことをやろうとされている方については、ええ、助成制度をしてですね、ええ、それをまあ、基づいて頑張ってくださいというようなことを始めたいと、まあ、いうふうに思っております。ええ、それからもうひと、あのう、いわゆるそのエネルギーの、再生エネルギーの関係でありますけども、正にこれも地産地消、地域循環ということが大きな目的であるわけでありまして。26年度からは江津に、27年度から稼働され、しようとしてるバイオマス発電に対しての供給基地をですね、26年度には木材共販市場を拡張してやるわけでありまして、ただこれはあくまでも江津の方へ向かって、うちの、ええ、木質を供給するだけの話しにしかありません。ただ、それでかなり山はかなり、動いてきます。動いてきますが地域内循環ということになると、若干まだそういう意味では不備であります。ええ、だからまあ、我々の8割を占める山林の資源というものをいかに地域に循環させていくか、利用だけではなくてですね、エネルギーとして循環をさせていくかということについても、これは大きな課題として捉えなきゃならんと、まあ、いうふうに思っております。まあ、最後になりますけども、まあ、平野議員の提案のあるように、まあ、啓発活動をやったりやるべきじゃあないかということでありまして、やはりあのう、商工会がどういうふうにかこうのことを考えていらっしゃるか、ようやく商工会の体制も整ったようでございますので、ええ、今度は行政がですね、やっぱり一緒になってやっていく、気運が盛り上がってきております。商工会の意見も聞きながらですね、しっかりこういう活動をしていかなきゃなりませんけども、基本的に考えるならばこういった高齢化地域でありますから、高齢化社会に対応したような商業サービスは何なのかということやはり原点に立ち返って、そういうところから啓発なりサービスの中身について詰めなきゃいけないというふうに思っております。今日もNHKでやったりしましたけども、すでに大手のローソンでは宅配をですね、こういった神石高原町ではやるというような、もうどんどん、どんどんそのう、そういったやる気のあるところはやってきておるわけでありまして、我々はそれにたって、どうやって立ち向かうかということもあるわけでありまして、そういうことを学びながらですね、小売業の方々も一緒になって考えていく時期ではないかなと、まあ、いうふうに思っています。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、町長にしまった激励をされたような思いでございますけれども、是非ですね、今後ともまあ、商工会等も、ともあのう、連携をしっかりとっていただいて、やはりそのう、地域内循環いう考え方の元にですね、しっかりと、ええ、取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。地元の業者もがんばらにやいかんと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ええ、続きまして、A級グルメ関連のことでございますけれども、ええ、先ほどの大和議員の質問の中に、ええ、ほぼ私が聞きたいことは含まれております。それに対してまあ、いろいろご回答いただきました。で、その中でですね、やりとりを聞いておって、やはりあのう、町民の皆さんへの啓発活動というか浸透ということ、まあ、昨年からも私も一応質問さしてもらっておりますが、やはり、なかなか浸透は難しいなということを感じておりますし、感じておられるんじゃないかと思

いますが、課長もケーブルテレビ等でA級グルメについていろいろお話しをされとるような番組も流されておりましたけども、なにゆういうとるか分からんいうようなこともありました。申し訳ないが。あのう、そこでですね、例えばA級グルメに関してですね、今度の食の学校もですけども、含めてですね、ええ、ケーブルテレビ等で、まあ、長尺いやあ長すぎるかも知れませんが、例えばまあ、激論A級グルメみたいな番組を作っていたいでですね、そこでA級グルメに関してとにかく徹底討論するというようなものを流していただければ、ある程度皆さんその内容については理解をいただけるんではないかと思えますし、その中でまた町民の皆さんに呼びかけるということもできると思えますので、そのへんはどのような、できるだろうか、ちょっと考えてみていただけますでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、先ほどの大和議員からもやはりA級グルメは参加型であると、非常にいい言葉をいただきましたし、今平野議員からもどンドンケーブルテレビを使って、で、逆に一方的に我々がしゃべるのではなくていわゆる町民も参加して激論討論でやるべきである、これ非常にいいアイデアだなというふうに思います。やっぱりそういったことを重ねることがA級グルメの理解につながっていきますので、ケーブルテレビの活用も含めてですね、町民の参加をどう活発にさせていくかということについて、大いに取り組んでいきたいなというふうに、まあ、思います。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええと、A級関連事業につきましては、地元商業を中心とする課題を解決するために行っている経済施策の中心的事業というふうに位置づけて進めております。まあ、そういった中で、あのう、昨年これはあのう、ビレッジプライド事業で行った町民意向調査の結果でございますが、商工業の振興施策に不満と回答された方が31%、分からないと回答された方が28%ありました。ええ、まあ、これは主要な25施策中、まあ、ワースト3に含まれているという状況でございます、この間の施策の展開の手法に少し問題があるというふうな認識はいたしております。ええ、まあ、そういった中で担当課としてもこういったことは真摯に受け止めておまして、ええ、やはり町民の皆さまに受け入れていただけるような施策の展開に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。そのためにはやはり関係団体とも引き続き協議して進めていきたいというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) ええ、是非とも積極的な推進をお願いしたいと思います。ええ、それで少しあのう、情報発信ということで、ええ、お聞きしたいんですけども、まあ、現在ほぼ東京というところを中心にですね、さまざまな施策を展開をされておられます。まあ、情報発信という意味では東京というところは非常に必要なところであろうというふうに思いますが、ええ、昨日あのう、三上議員の質問の中でいこいの村の宿泊客とか入り込み客という話がありましたけども、そういうあのう、観光を中心としました交流人口であるとか、入り込み客数ということを考えますと、やはり、ええ、近郊であります広島あ

るいは遠くとも九州、四国、関西というところの市場というか、PRというものが非常に私は薄いのではないかというふうに思っておりますけれども、そのへん、今後どういうふうにお考えでありましょうか、お伝えください。

●日高商工観光課長(日高始) 番外、

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええと、広島、関西圏へのPRということについてでございますが、ええ、まず農林商工等連携ビジョンの中では従来型の横並びの施策展開を見直して、経営資源をより効果的に期待できる分野に集中する選択と集中ということを事業展開の基本スタンスとしていこうということにしております。まあ、この基本スタンスをもとに、日本のマスメディアあるいは情報提供母体のほとんどが集中している東京に向けて情報を発信するという事は、必然的に日本全国に情報が流れていくということの認識から、東京中心のPRを展開をしてきております。一方で先ほど言われました、まあ、お客さんですね、この顧客をリピーターとして、こう囲い込むにはやはり、近いところで顔の見えるサービスを展開するという事も非常に重要だと考えております。一番近い大きな市場である広島市や県内で言いますと、情報発信基地というのは、まあ、松江市になろうかと思えます。そういったところで、特産品等の販売をですね、他の市町村よりも大規模に展開してPRをしていくことを現在しております。ええ、まあ、確実にこういった形で成果をあげているというふうに考えております。今後とも広島や松江といった顧客の多い市場向けには積極的にPRを行っていく予定にしておりますし、特に広島市につきましては浜田市とも連携をしまして、浜田道を利用するお客さんですね、顧客の獲得に向けた取り組みを強化することというふうにしております。また、あのう、関西圏に向けては、定住促進であるとか、就農促進、農林産物の販売促進等についてフェアや見本市にも積極的に参加しております。これからもそういった意味では農林振興課や定住促進課とも連携してより効果の出るPRには努めたいというふうに考えております。ええ、また、その他、関西方面で言いますとですね、ええ、関西地方を拠点にライブ活動を展開している、男性二人組の歌手エクストさんをですね、邑南町のA級グルメ大使として昨年任命しております。A級グルメのテーマソングなども実は制作をしていただいております。このエクストですが、ええ、二人組なんですけど、お二人の内、一人は邑南町出身の方ということもあります。ええ、20代から40代のファン層だということに、聞いておりますが、まあ、食のPRを展開をしていただいております、来年度は物産販売だけではなく、こういったファンを対象とした、バスツアーなども計画しており、関西方面でも引き続きPRを続けていきたいというふうに考えております。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、状況を説明していただきまして、まあ、よく分かりました。あのう、先ほども言いましたけれども、この関西方面というのは、ええ、ふるさと会の皆さんもたくさんいらっしゃいます。そのへんの活性化ということも含めてですね、ええ、そういうふるさと出身の皆さま方をお願いをして、PRをしていただくという手もあると思いますので、そのへんについてもお考えいただければというふうに思います。またあのう、ふるさと出身の皆さま方は、ひょっとすれば我々ここに住んだるもんよりも、田舎の

ことをよくご存じではないかと思えます。あのう、田舎のいい面それから足りない面ということもたくさん意見があろうかと思えますんで、そのへんのまあ、情報収集とかそういうこともですね、積極的に行っていただいて、今後のまちづくりの参考にさせていただきたいというふうに思います。ええ、最後の質問でございますが、ええ、ザクッと新町まちづくり計画というふうに書いておりますが、ええ、中で2点ほどお伺いしたいと思えます。これが一つはですね、ええ、2月の中国新聞の社説の中にですね、ええ、次のような内容のものがございました。ええ、各自治体がこれまで競うように整備してきた公共施設の多くが老朽化している。今後はこうしたいいわゆる箱物と呼ばれる公共施設をどう維持していくかというのは非常に大きな問題になってくるとありました。で、そこで広島市の事例が紹介されておりましたけども、ええ、広島市は市内の公民館、学校などの施設の老朽化や管理状況について、初の箱物白書というものをまとめて今後施設の統廃合を含めた今後の基本方針を策定する予定であるというふうに出ておりました。ええ、邑南町もですね、合併以降10年の間に、ええ、学校でありますとか、公民館等箱物整備改修も進みましたが、ええ、しかしながら広大な行政範囲を有しておりまして、また古くなった例えば自治会館等の公共施設も今だ多く有しております。ええ、現在でも各地域からのさまざまな要望は多く出ていると思えますし、実際まあ、私も地域で相談をいただいております。ええ、それから今後もたくさんまだ今から発生すると思えます。ええ、昨日、ええと漆谷議員の質問の中でもありました、町有地の有効利用の方向性を検討させるということがございました。併せましてですね、こうした今後のまちづくりや財政計画等の中でですね、ええ、公共建造物の維持、改修計画等も一緒に考え合わせていただいてですね、ええ、しっかりと計画性を持った、今後の地域の皆さんの要望に添っていけるような準備というものをお願いをしたいと思えますがいかがでしょうか。

●日高企画財政課長(日高輝和) 番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) ええ、今後の公共建造物の整備計画についてのご質問でございます。ええ、邑南町では総合的な振興計画につきましては、あのう、合併前の邑南3町村合併協議会におきまして、ええ、旧合併特例法に基づきます市町村建設計画ということで、ええ、新町まちづくり計画を策定しております。ええ、一方、合併後、平成18年度から平成27年度までの10年間を期間としまして、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本計画であります第1次邑南町総合振興計画を策定しております。ええ、これは、基本的には合併時に策定されました新町まちづくり計画を引き継ぐ形で、これに検討を加えて策定をされているものでございます。合併後10年が経過いたしますので、中、長期的な町づくりの指針として総合振興計画の策定が必要であろうというふうに考えております。ええ、平成26年度予算にその準備経費を計上しているところでございます。公共施設の整備計画につきましては、その方針を総合振興計画に盛り込むことにしておるところでございます。議員ご指摘の公共建造物の整備でございますけれども、邑南町においても過去に建設された多くの公共施設があります。これを全て現在と同じように更新して、あるいは維持管理をしていくということは、人口も減少に向かっておりますし、財政計画の点からも非常に困難ではないかというふうに思われます。このことから、施設の将来のあり方につきましては、行財政審議会など通じまして町民の皆様からも意見を伺いなが

ら、その方針を定めていかなければならないというふうに考えております。

●**平野議員(平野一成)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 平野議員。

●**平野議員(平野一成)** はい、ええ、今後の計画等について説明をいただきました。ええ、非常にまあ、財政的にも厳しくなるということではございますが、しっかりとですね、ええ、計画を立てていただいて、住民の皆さんの要望に、まあ、しっかりと応えていただけるようお願いをしたいと思います。ええ、最後ですけれども、ええと、昨年の豪雨災害以後ですね、9月の新聞報道にございました、ええ、ああ、消防団のことにござりますが、分団長が独自に判断をして、出動するルールを変更、事後承諾の出動を認めたという記事が出たところでございまして、これに対してまあ、議会でも話があった、ありましたし、住民の方からも消防団の身の安全を確保するためには再考を願いたいというような意見も出ているようでございます。まあ、この点につき、誤解があってははいけませんので、改めての説明を求めたいと思います。ええ、もう一つですね、ええ、防災士の養成、あるいは自主防災組織というものを積極的にまあ、推進していただいておりますけれどもやはり日頃から皆さんが頼りにしているのは消防団の存在ではないかと思っております。ええ、入団の人員確保でありますとか、処遇改善などいろいろ推進をしてきていただいておりますけれども、やはり災害時に第一線に立っていただく消防団員の身を守る装備ということにつきまして、いろいろと日頃から意見を伺っております。ええ、調べておりましたら、本年2月に消防団の装備の基準等の改正が行われているようでありますが、今後これに基づいて装備の充実等が行われると思っておりますけれども、その場合に、まあ、いろいろ予算的なあるいはもろもろ制約があるとは存じますが、ええ、しっかりと消防団の中におきましても、団員の皆さんの意見を集約をしてですね、団員の皆さんの身の安全確保を第一、第一義とした整備計画を主導していただきたいと思いますというふうに要望いたしますがいかがでしょうか。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 先にあのう、消防団の活動のことのご質問でございます。ええ、消防団につきましてはですね、ええ、管理者がまあ、町長でございますので、町長の命を受けて消防団長の命を發して、消防団員が活動するというふうになっています。ええ、9月の新聞報道にありましたように、消防団の団長の命が届かない場合でも条例とかあるいは地域防災計画に基づいて分団長が命令を發して活動することができます。で、これはなにもあのう、新聞が新しいものではありませんで、以前からそういうふうになっておまして、ええ、ここではちょっと整理しておきたいんですが、実際には消防団活動というのは、まあ、550名ぐらいの団員が動くわけですし、団長がすべからくそういう指導にあたるというのはなかなか難しいです。そういう意味で、階級制がありまして、ええ、団長は副団長に、副団長は分団長にということで、随時権限を委譲しながらやっています。現場の指揮ですね。で、そういう中で実際には、あのう、分団長がある地域で發令して動くこともできるように条例等で規定してありますが、その場合ですね、実際行ったあと、団長の方に報告をし、あるいはええ、管理者の事務局を危機管理課長が担っていますので、危機管理課長の方に預からしていただいて、それをまた団長に報告し、その意思疎通を図りな

がらやっていますので、なにをも勝手に動いているというのではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思ひますし、これからもですね、身の安全を第一にやっけていこうということで、毎回のあのう、幹部会で団長はそういう訓示をしております。そういう意味でまあ、あのう、ご意見を賜りましたので、再度あのう、そういう幹部会におきまして周知を図りたいというふうに思ひます。で、あのう、消防団の資機材のことですが、まあ、ご案内のとおり、あのう、基準というのが改正されました。で、現在消防団の装備につきましてはまあ、安全確保を念頭に、装備の充実強化を図っているところでございませぬ。で、先もあのう、財政課長の方からもありましたが、この装備につきましてはですね、ええ、第1次総合振興計画、この中に、あるいは過疎地域自立促進計画というのが邑南町あります。それとですね、地域防災計画、この三つの中にそれぞれ消防体制や施設整備を進めるということで書いておきまして、これをベースにやっけております。特にあのう、消防車輛はまあ、あのう、12分団31車輛持っていますので、これはあのう、ポンプ車輛にいきますともう2千万弱ぐらいの高額な金額になります。まあ、積載車でも1千万強ですが。そういう意味でこの分につきましてはあのう、合併前のデータ元を元にですね、更新時期を設定しまして配備計画を持っています。さらに先ほどおっしゃいましたように幹部会を定例で月2回、ふた月に1回やっけてますが、そこでですね、ええ、その幹部会までに発生した火災とかまあ、風水害等の事案を報告書にまとめて整理して、その検証をやっけてます。その中で消防団のですね、安全確保とか、機材、資機材の不備の意見をいただきます。そういうのを参酌しまして、ええ、先に言いました、あのう、おっしゃいましたように消防庁の基準に照らし合わせて、装備を図っているということでございませぬ。まあ、今年度も予算案の中でたくさんまあ、例えば反射用の雨衣とかあるいは踏み抜きに対して強い安全靴、まあ、裏にプレートが入っけておきまして、ええ、外からはまあ、火災に強い、そういうものの整備とか適時準備しておきませぬので、またあのう、適時いろんな意見をいただきながら、充実強化に努めてまいりたいというふうに思ひます。以上です。

●平野議員(平野一成) 議長。

●議長(山中康樹) 平野議員。

●平野議員(平野一成) はい、ええ、やはりあのう、災害が起きたときに、一番住民の皆さんが頼りにされておるのは消防団の皆さんでございませぬので、是非ともですね、しっかりと対応していただきたいというふうに思ひます。ええ、最後にですね、ええ、いわゆる足元を見つめる、あるいは町民主役ということで10周年に向けてですね、ええ、今後の町長の意気込みというものをちょっと聞かしていただければというふうに思ひますのでよろしく。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、町民の方々や議会の方のお陰でまあ、ここまで来たわけでありませぬが、めでたく今年10周年を迎えるわけでありませぬけども、私としてはまだ道半ばだというふうに思っけております。ええ、まちづくり基本条例が一番の私は憲法だと思っけておりますけども、やっぱり住民と行政の一緒のまちづくりがどこまで進んでいるのかを反省しながら、そのことを第一に考えていきたいなあとこういうふうに思ひます。

- 平野議員(平野一成) 議長。
- 議長(山中康樹) 平野議員。
- 平野議員(平野一成) 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長(山中康樹) 以上で平野議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。  
—— 午前11時25分 休憩 ——  
—— 午後 1時15分 再開 ——
- 議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、通告順位第5号和田議員登壇をお願いいたします。
- 和田議員(和田文雄) 議長。
- 議長(山中康樹) 5番、和田議員。
- 和田議員(和田文雄) ええ、3月定例会にあたり一般質問に立たさせていただきます、5番和田でございます。ええ、寒い日が続く中でもこうして季節の移り変わりは間違いなく訪れてきています。我が家の庭の椿の花もだいぶ膨らんできています。昨日3月11日は東日本大震災から3年、もう3年、まだ3年という感じでございますが、今でもあの日の町のままの状態のところがあります。また手つかずの地域、めどのつかない地域がたくさんあります。早い復旧、復興を願っているところでございます。また今年の2月14日、15日、関東こうせい、甲信越地方を襲った大雪被害では農業ハウスまた果樹等被害に遭われ、再建の見通しがたたず、農業をやめられる農家も出てきているようです。幸い西日本においては例年になく降雪量の少ない冬だったように思われますが、この反動がこれからの田植えに向けて、みずむ、水不足の影響をするのではないかと懸念しているところでございます。それでは通告しております空き家等問題に関する取り組みについて質問いたします。近年人口の減少、高齢化の進展により管理されてない空き家が増加しています。ええ、本町にもかなりの空き家が見受けられます。これらは所有者の移転、またあるいは死亡により所有者がいなくなって大半が居住していないものと思われます。こうした空き家は今後ますます増えていくことは目に見えている状態でございます。空き家が所有者等によって、適切に管理なされていれば、町政策の観点から全然問題はありませんが、問題なのは空き家が管理不全になってしまった場合でございます。このような空き家に、起因し、防災面、景観上の支障、衛生上の問題、防犯上の問題の発生が危惧されています。中には所有者が全く不明なものもあり、長年放置され、傷みがひどくなり、窓、入り口が壊れ、簡単に建物の中に侵入することがでる、できる家屋、また屋根、壁が朽ちており、台風時、降雪時には屋根、外部の一部が飛び散る恐れがあり、雪と共に瓦の落下等、非常に危険な状態にあり、早急な対策が望まれる地域も少なくはありません。邑南町としてその取り組みとして、邑南町空き家等の適正管理に関する条例を平成25年3月1日制定されました。同7月1日に施行いたしました。その条例の目的は1条にもうたっておりますように、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災を事前に防止し、町民の安全で安心な暮らしの実現と良好な景観確保に寄与することとあります。そしてその目的を遂行するための4条の情報提供から実態調査、立ち入り調査、指導勧告、命令、公表があり、11条の代執行に及ぶ条例が列挙されています。第5条では必要に応

じ、空き家の状況をちょうさもの、調査するものとする。空き家等危険な状態にあると認める時は所有者等の所在、危険な状態の程度を調査することができる、実態調査。また6条では必要な場所に立ち入らせ、必要な調査がさせることができるという立ち入り調査があります。この条例が施行されて8カ月が経過しています。本町ではすでに調査はなされているようですが、その調査はどのような体制でまたどのような方法によってなされているか、かつどのように区分されているか、内容、具体的な数値を、についてお伺いいたします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) ええ、条例の趣旨につきましては議員の方でご説明いただきましたので割愛しますけど、実際にあのう、空き家の、まあ、調査の結果でございませうけれども、年間を通じて全く管理にされてない空き家というのが、今現在334という数字を持っております。そしてすでにもう崩壊が始まっている空き家がですね、その内、135戸あります。で、危険あるいは、将来危険となると、こう予想されるものとして51戸ありまして、さらにですね、その内、正にまあ、危険な空き家ということで30戸ということで把握しております。これはまあ、あのう、議員のお話にもありましたように条例制定の前にですね、その実態把握をするために、ええ、町では自治会の担当職員というのがございまして、その職員をして、目視で全て全町を把握したものでございます。昨年7月の条例施行後、危険空き家のうち通学路やあるいは道路に面しております、危険な空き家につきまして、11戸を抜粋しましてですね、これにつきまして現地踏査を行いまして、ええ、管理台帳の再整備を図りまして、併せて管理をしていらっしゃる方々に対して条例の制定の趣旨やあるいは適正な管理を求めるため、文書をお送りし、今後の対応策等についても伺うようにしてきております。現段階では、今のところそういう状況でございます。以上です。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、さきほど、先ほどの報告では本町には334の空き家があると、ええ、町、だいたい、ええ、町の世帯は5200世帯ですので、ええ、334ということはだいたい10%はいていないと、ええ、今全国の空き家の、空き家率というのが、平均でだいたい全国で14%だそうです。ということはまだ邑南町は空き家は市町村に比べて、他の市町村に比べて空き家率は少ないのじゃあ、少ないのではないかと考えておるところでございませう。まあ、最も危険な状態になる空き家については、ええ、7条の指導から以降の対応についてはどのようなになっているかお伺いいたします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 条例の手続きで言いますと、先ほど述べられたように指導、あるいは勧告そしてまあ、命令、命令に従わない場合は名前の公表、代執行という手続きを踏んでいくわけですが、まあ、それに至ります前に先ほど言いましたように、皆さま方に文書をお送りしましてですね、で、その対策の、まあ、方向等についてこちらにお知らせいただきまして、それをもとにまあ、具体的には面談をさしていただきまして、まあ、

実務上では、ええ、その条例の規定に入ります、入る前にですね、ええ、お互いの情報共有をしながら、お互いにどういうふうな対応をしたらいいかというような模索をしながら今後これまで進めてきたところでございます。まあ、この動きの中でですね、結果的にはまあ、実績でございますが、まあ、3戸解体をいただきました。これはあのう、条例制定が原因になったものがまあ、2戸あるわけですし、それまでにすでに1戸は民間の方で動きをしていただきましたので、そういう動きと、それとですね、応急処置をですね、あのう、解体でなくて、あのう、危険が及ぶということでの判断で応急処置をしていただいたんが1戸あります。以上でございます。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** ええ、今後これからも調査また徹底を図りたいと思っております。ええ、次の質問で条例関係でございますが、空き家等の適正管理に関する条例も完全ではないと思います。むしろこの条例で解決するのは全体のごく一部に限られます。行政の法的な強制力によってこの問題を解決しようとするところに一定の限界があるのではないかと考えております。条例は、指導、先ほど述べましたように、指導、勧告、命令、公表を行って解決しない場合は、最終的には行政代執行という、それによって解決を図るという仕組みでございます。だいし、行政代執行により空き家除去に要した費用は、代執行だ、に、代執行法に基づき所有者に請求することになります。代執行に要した費用は国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するものとされていますが、現在本町では空き家の代執行には至っていないと思います。代執行に要した費用については他市町村の事例では回収困難なケースが大半なようもおもい、大半のようでございます。所有者の資金が乏しい場合は改修できませんし、この場合、結局自治体が費用を負担することになります。各市町村の大半の条例は空き家等の適正管理という名称で内容も強制的な除去が中心です。地方自治はそこに住む人たちの幸せを実現する仕組みです。幸せの実現には強制力も必要ですが、相互の助け合いが必要です。条例は強制力にこだわることなく、町民が幸せになるなら経済的支援を考えるべきではないかと思っております。空き家、この空き家問題は強制的な除去だけでは解決できないので、誘導的な除去手法に、未然防止、利活用といった支援的事項、また経済的支援についても条例でしっかりと規定し、規定していくべきだと考えていますが、見解を伺います。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議員ご指摘のように、あのう、条例での制約と言いますか、限界というのものもあるかも知れませんが、まあ、なんせあのう、去年の7月に、まあ、施行したわけございまして、先に言いましたようにまだ指導に至る前の段階ですすでにまあ、解体を理解をいただいた方もいらっしゃるという実績がございます。ええ、それとですね、この条例制定のまあ、制度設計の時に当時の議員の皆さま方といろいろ議論したわけでございますが、ええ、すぐさままあ、補助事業等考えていくといことではなくて、まず管理を、まあ、周知するというところでやって、条例に、まあ、あのう、無理が生じた場合は改正もやぶさかではございませんということで話をしております。で、今あのう、さっき言いました11戸に対しての動きの中でですね、実際には、あのう、相続の問題がもうすでに発

生しております。で、なかなかこれは行政が立ち入れない問題もありましてですね、そこをどういうふうにご理解をしていくかということをございまして、ええ、補助金があるからすぐできるという部分でもどうもないみたいです。で、まあ、議員のおっしゃる総体的な方法としてまあ助成事業ということも一部あると思いますが、その分についてはですね、たとえば代執行をする場合、あるいは代執行に至る前にですね、うちの条例では危険な場合は行政がですね、応急処置ができるようになってくるんですよ。で、応急処置をした場合にはそのご当家に対して請求するわけですよ。で、応急処置をした分についてまあ、請求を行為をする。で、解体については助成をするという、まあ、あのう、いわゆる被用者負担のアンバランスというようなことも考えていかなければいけないということで、議員のご指摘のことにつきましてですね、もう少し時間をかけて研究をする必要があると思います。で、まあ、県下でも今2市2町が条例を制定しております、で、まあ、浜田市あたりはすでにそういう動きもしてありますが、あのう、土地計画法に基づいた面もありますので、まあ、そういう他町の状況なんかも勘案しながら、少し研究をしてみたいと思います。で、この場ではすぐしますとか、しませんとかいうのはちょっと控えさしてもらったというふうに思います。以上です。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) 先ほど支援的事項と言いましたが、まあ、この支援的事項には解体費の費用の助成、町が財政困難な場合は国、県にも要望するべきだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) まあ、あのう、国、県ということをございまして、まあ、あのう、県の方もですね、この空き家に対するの対策についての研究的なことも始めていただいていますし、国においても国土交通省において助成事業ももっていらっしゃいます。ほいであのう、社会資本総合整備交付金事業の中であるわけですが、その大前提として、まずですね、二つあるんですが、町がたとえば、ええ、その事業を導入してやっていくときにはその空き家あるいは土地をですね、町が譲り受けるという行為が出てきます。そうしますと二つあるんですが、まず、買入れるかどうか、あるいは寄贈していただくかどうかということが出てくると思います。で、また民間の場合はですね、民間でまあ、そのう、受注されてできるわけですから、それに対する助成もできると思います。ただその前にですね、ええ、その助成事業に対するの条例規定というのが当然出てくると思います。ただ、この助成に対するものについて、考えていかなければならないのは、先ほど言いましたように、代執行というような手続きを踏んでいって、被用者負担を本人に求めていたり、あるいは応急処理で、処置をした場合、町がですね、その方々に対して被用者負担を求めていきます。それと補助金との整合性というようなことも考えていかなければなりませんし、またあのう、町がですね、譲り受けて、その土地をですね、あるいはお家を譲り受けて、それが全く更地にするだけで終わるのでしたら、まあ、補助金、まあ、税金を投入する意義はどうだろうかということは、少しあのう、お互いに議論を深めていかなければならない課題だと思います。ま、そういう意味で総合的ないろんな検証を加えてです

ね、で、それでもどうしても危険家屋が遅々として進まないということになりますとですね、一応ですね、ええ、命令ぐらいのどこまで、まあ、やりましてですね、それでも進まない場合は議員おっしゃるような制度事業の導入について一歩踏み込んだ議論をしてもいいんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** ええ、空き家についての対策は危機管理課だけの問題ではなく、ええ、各課の連携が必須でございます。連携を密にしてまたこれからもたいけい、対策を講じていっていききたいものだと思います。次のもん、あのう、質問に移りますが、ええ、先ほどの質問と関連してはおりますが、質問いたします。ええ、空き家対策の基本的な考えは個人の財産、資産であり、管理は所有者が行わなければならない、しかし、世帯の高齢化また町外への移住により、管理が不在になってきていることだと思います。空き家放置の原因としてはほとんど木造でかつ年数を経過していることから、固定資産が軽微であり、現在空き家を所有することに不便がないか、こと。また県外に居住していることで、当地域の定住の取り組みに関心がない。空き家を家に貸したいが、改修工事に費用がかかる。家を他人に貸すのは抵抗がある。しょゆうしゃめいぎになって、所有者名義人が亡くなっておられ、相続人の間で話し合いがなされていない等々、さまざまな傾向にあると思われまます。こうした現状は空き家の解消に積極的に取り組んでいる各自治体から聞き及ぶところによりまますと、その解決にはある意味防犯活動と同じ努力が求められるように思われまます。つまり、前に述べた空き家所有者の事情や意識を変えてもらうための行動をしなければならぬことだろうと考えまます。具体的には町から所有者へ空き家利活用のお願いとまた文章の送付をまずはするべきではないかと考えまます。そのようなお願いは出されているのか、また所有者に対して適正な管理を促すための何か方策を考えておられるか伺いまます。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 最初に利活用のごことでございますが、これにつきましては先ほど各課の連携ということがございますので、定住促進課の方ですね、いろいろ苦慮していらっしゃると思いますのでまた答弁があるかというふうに思います。で、私どもの方としましてはですね、まあ、1年を通して今やっていたわけですし、で、次の段階に入るときにですね、やはり現況確認、今まで文章をお送りして、面談をして、それからまあ、いろいろな課題も持っていらっしゃいます。で、そういう面談の課題なんかを踏まえてですね、今どこまで進捗しているかというようなことの実態把握のご案内を差し上げたいと思いまますし、加えてですね、平成26年度は30戸の内、まあ、11戸をまあやったわけですから、19戸に対してさらに具体的に実態踏査をしましてですね、ええ、その方々の所有の状況を把握して、危険と思われる分については同じように文章等お送りしたいと思いまますし、また併せて、ええ、進捗状況を確認した中でどうしてもあのう、文章等で対策等を講じられない、あるいはなかなか文章等でのご回答をいただけないということになりますと、条例に基づきまして次の段階の指導という段階に入ってまいりたいと思いまます。で、手続きをですね、あまりあのう、条例にこう固執をするんでなくて、ええ、先方様のいろんな意向を伺いながら少しずつそのう、ステップアップをしていきたいと思いまます。いづ

れにしましても、そういうような対応でやっていきたいというふうに今のところ思っております。以上でございます。

- 原定住促進課長(原修)** 番外。
- 議長(山中康樹)** 原定住促進課長。
- 原定住促進課長(原修)** 空き家の把握ということで、あのう、どういう対策をとっているかということに関しまして、ええ、税務課が毎年町外者に発送する固定資産税の納税通知書というのがございますが、以前から空き家はあるけども持ち主が分からないとかいう現状をお聞きしております、その納税通知書の中に邑南町内に空き家がある方にその利活用を説明する案内文みたいな、チラシみたいなものを同封しまして、同意される場合はご連絡下さいと記して、空き家情報を確保したいと考えております。
- 和田議員(和田文雄)** 議長。
- 議長(山中康樹)** 和田議員。
- 和田議員(和田文雄)** ええ、利活用にむけてのお願いの文書のそうさあ、送付されているようですが、空き家に、所有者に対しては送付されているようですが、空き家所有者もちろんではあります、まあ、失礼な言い方を許してもらえれば近い将来そうなる空き家になる可能性の方もいらっしゃる、いらっしゃるわけですので、全戸配布が望ましいと考えておりますが、その見解を伺います。
- 原定住促進課長(原修)** 番外。
- 議長(山中康樹)** 原定住促進課長。
- 原定住促進課長(原修)** あのう、先ほど申しました、同封すると申しましたのは来年度平成26年度から始めようという思いでして、で、町外者に発送する固定資産税の納税通知書、これに同封するという計画でおります。
- 和田議員(和田文雄)** 議長。
- 議長(山中康樹)** 和田議員。
- 和田議員(和田文雄)** ええ、配布は26年度からということで、よろしく願いいたします。続きまして空き家の利活用についてお伺いいたします。ええ、今後空き家については確実に増加が予想される中、利活用が可能な空き家が相当見受けられます。ある自治会では利活用できる住宅において、居住環境の整備、改善と地域活性化を図るために、空き家住宅の利活用にむけて、ええ、取り組みがなされています。空き家に関して貸し出し意向調査を行い、定住促進に向けての活用を目指しているが、多額の修繕費を要する空き家が多く、成立に至りにくい。また個人情報の観点からまた保安上の理由で十分な情報が得られないと難問課題があるときき、聞き及んでいます。空き家改修、修繕の多額な経費を要することから、県企業のU・Iターン住まい支援事業の空き家活性化補助事業、また町の邑南町空き家改修補助事業について、この助成金の制度とまた事業内容また邑南町での利用状況を伺います。
- 原定住促進課長(原修)** 番外。
- 議長(山中康樹)** 原定住促進課長。
- 原定住促進課長(原修)** 空き家の利活用に関する支援制度についてですが、邑南町では町への定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的に邑南町空き家改修事業により補助金を交付して支援しております。ええ、事業、制度の

概要を申しますと、邑南町に空き家登録した物件、まずここが大事な点ですが、邑南町に空き家の登録をするわけです。その登録をした物件にU・Iターン者が入居する、ここも大事な点で、U・Iターン者が入る場合にのみ、その空き家改修費として工事費の2分の1を補助するという制度でございます。対象事業費は50万以上とし、補助額は100万円を上限としております。実績ですが、平成22年度からこれを開始しておりまして、ええ、この制度実績が、平成22年度で2件。翌23年度でも2件。平成24年度で4件。そして今年度平成25年度6件、4年間で14件の実績。それに伴いますU・Iターン者は31名という実績でございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、先ほどの町の事業支援の中で、ええ、ここは重要、まさに空き家を登録していなければ、この補助事業が受けられない、その空き家登録していなければ受けられない根拠について伺います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 空き家登録する意味は、あのう、物件がありましたら、調査する、あれはなんでしたかいね、宅建士にあのう、登録をお願い、ああ、登録した宅建士と委託しておりまして、その物件をまず調査していただいて、で、そのインターネットのサイトにあのう、空き家情報として、あのう、出しますので、そのデータとし、データ作成を依頼しておるわけです。で、そうしてあのう、広く公開してその希望者を、に公開しているという意味で登録だけは、物件を把握する必要もありますので、まずは登録ということを義務づけております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) となると、今のこの、たとえばここに空き家があると、U・Iターン者がやってきて、これを貸してくれと、これを賃貸で貸してくれ、その場合この空き家を直して使うからといった場合に、この空き家は登録されてなかったという場合は、その事業対象にはならんか、それともその時点で登録してすぐ助成ほ、補助が受けられるのかお伺いいたします。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 登録申請されて登録完了するまでそう期間は要しませんので、その時点で登録したいがという旨を役場の方に申し出ていただければ登録は速やかに完了され、することができます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) はい、そのようでございますので、ええ、また担当者にご報告申しあげておきます。ええ、空き家活用に同意してもらえたとしても、現行の制度では負担が大きいと感じられる方や相続などの登記についても面倒といわれる方もおおいと、聞き取った情報にはありましたが、そういった費用の支援のあり方やサポートなどについては町

としての動きが、動きにも限界があることと思います。そこで、自治会などと話し合い、役割分担をして、町からの支援をするという体制づくりをできないかと、要するに町から自治会あるいは団体にそのようなサポート、自治会がサポートするという体制づくりはいいのではないかと思います。実際、ええ、県のUターン住まい支援事業というものがございまして、そこにはしちょう、ああ、事業主体は市町村それとNPO法人、それと公共団体ということで個人とかは、個人または自治会なんかは事業の主体とは外れるわけございまして、それに対しても、町の理解の元で自治会が事業主体になるということも考えられます。そうした場合、改修費の2分の1が助成金、その解体費のまた2分の1は自治会でまかなうということになると思います。そうすると自治会としても団体としても運営上困難が予想されることと思います。そうすることで町から貸し付けといった制度を考えてはどうかと。そうすることで自治体の事業主体になり、また運営上困難はなく、自治会として運営していけるんじゃないかと思いますが、とにかく、貸し付けといった制度を考えてはどうか伺います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ご提案の貸し付けの前に県の制度でU・Iターンのための空き家活用助成事業というのは確かにございまして、これがまだ未確定の状況ですが、来年度よりこれが個人もしくはNPO法人、団体、この申請によるものも認めるという新しい制度を県も考えているようで、そうしますと、あのう、先程来おっしゃった自治会で管理するからその空き家改修に対する支援がないものだろうかというケースの場合、まさにそれが該当しまして、ただこれは県の2分の1補助というのは、町がその物件に対して補助金を出す場合にその半額を県が、町に出しますよという内容のものでした。早速調べましたところ。ですからまず町があのもう、この物件が空き家改修事業として認められるもの、先ほど申しました、U・Iターン者が入るものと、空き家登録したもの、物件、そういったものがクリアされて、なおかつその管理を自治体等で行われる場合であれば、その改修に対して町が先ほどの空き家改修事業によって、上限100万円の、空き家改修補助金を支出できるというものでございます。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** えと、今私が言ってるのは、あのう、補助事業は2分の1、まあ、町、県からもらえると、その改修費の半分、100万あったら、50万は町、県から助成が出る。その50万は個人も、個人もしくは、それを行った自治体が払うと、その後払う50万が営業上困難な場合、町からの貸し付け、貸付制度を考えてほしいということ。その貸し付けについてはどうかをお伺いいたします。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** まず、補助金は上限を100万とするということで、町が補助金上限の100万出したら、その半分の50万は県が町へ補助金として、町に出すというものですので、その点、ちょっと申し添えさせていただきます。で、結局、議員おっしゃるのはそのう、たとえば200万の事業費がかかり、100万は補助金、残りの100万

を町で融資ができないかというご提案だと思いますが、その部分は、その空き家改修の補助制度にプラスしたまた新しい制度ですので、財源等考慮する必要もありますし、財政部局とも協議する必要があります、これは時間がかかるものと解しております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、その件については深く、深く考えておいていただきたいと思います。次に空き家情報活用制度について。ええ、今後空き家が予想される中、利用可能なあかちや、空き家も相当見受けられております。そういう空き家を通じて邑南町へ移住、定住希望者への住宅の確保と支援するため、ええ、邑南町は空き家情報活用制度、22年7月から施行されています。この取り組みにより、空き家増加の抑制を図る有効な対策と考えられます。本町は商工、農林商工等アクションプランにおいて、平成22年から5年計画で定住人口200人の目標、平成24年現在72名、平成25年度40名あまりという報告がありました。定住人口確保とともに居住する住宅の確保も必要であります。現在空き家データベースに申し込みされている状況と、活用状況について伺います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 空き家情報の登録、活用状況についてですが、ええ、現在紹介可能な物件は44件ございます。ええ、それで平成22年度からの成約件数についての状況ですが、平成22年度が賃貸が3件、売買は0件、で計3件。平成23年度が賃貸が6件、売買が2件、で計8件。平成24年度が賃貸1件、売買2件の計3件。そして平成25年度は賃貸が6件、売買が2件で計8件。ええ、22年度から今年度までの成約件数の合計は22件となります。で、この制度では空き家の登録物件をファイリングして管理すると共に、邑南町の、先ほども申しましたホームページへも掲載し、物件希望者へ紹介しております。また、平成26年度からは利活用可能な空き家の開拓を支援していただく方を定住促進支援員として選任し、空き家物件の把握に努め、定住対策に活かしたいと考えております。島根県においても県内へのU・Iターン者の住まいを確保するため、しまねU・Iターン住宅相談員という制度が構築され、空き家情報の提供や相談業務を行っており、邑南町内にも登録者が3名おられます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、定住対策においては空き家の活用もさることながら、新築の賃貸住宅の建設も必要なことと思います。民間による賃貸住宅への支援が24年度から行われ、瑞穂地区には3棟、石見地区には1棟、ええ、今年25年度瑞穂地区に2棟、石見地区に1棟、建設されるようではありますが、この事業の当初計画と実績、また26年度以降の計画について伺います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 町の事業として邑南町民間賃貸住宅建設支援事業という名前でっております。ええ、平成24年度から始まっておりますが、この前に県単の事業として平成22年度から始まっております、これは県の補助金だけでその住宅建設に対する補

助金を出していた時期がございました。まあ、これは今も継続してありますが、平成22年度で12戸の物件を建てています。これはアパートですので、あのう、1戸建ての中に12軒入れるという住宅のような形での実施です。で、23年度は件数なく、24年度で5軒実施しております。で、今年度平成25年度は県の事業も合わせると合計3戸、これは世帯、1戸建てのものが3戸建設したというのが実績でございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、本来あのう、民間の賃貸住宅は民間の自己判断で行い、かつ資金調達、経営は民間の自己責任に留まるところではございますが、ええ、本町の位置する中山間地にあっては不動産業者も成り立ちにくい状態にあり、町として定住促進の立場から民間の賃貸住宅の支援を判断したといま、先ほどの今のこの支援の目的だろうと思います。ただホームページには町営住宅にも、町営住宅、また民間住宅の情報も掲載されていますが、無線放送では町営住宅のみの空き家情報となっております。ええ、これを国、県、町の補助金で建設された、民間の住宅についても空き家情報を放送すべきと考えますが、その考えを伺います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) その民間賃貸住宅補助事業により建設された物件に関しましては、そのう、民間が建てるわけですから、当然空き室があるとロスが出ますので、持ち主である方も必死で探されております。建設にいたる時点で、あのう、中の入居者については役場の方、定住促進課から率先してU・Iターン者を紹介しますから、できるだけ空きが無いようにということで今まできておるのが実態でございますので、ええ、そのう、空き情報として周知する以前にだいたい埋まっているのが現状でございます。放送できるか、できんかについては放送規定等もございますので、ちょっと総務課との協議で、あのう、空き、実際に空き、空いている状態があつて放送もOKだということになれば、すぐ放送は可能だと感じております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、放送については提言しておきます。是非とも情報提供を要望いたしております。最後に町営住宅建設のあり方について質問いたします。現在町営住宅はおおむね利便性の高いところに建設されています。また団地化されていることから住民、若もんが一地区に集中する傾向があります。合併前からそうでしたが、合併後もこの団地化のスタイルは変えていません。町営住宅建設地とそうでない地域との格差が大きくなり、町営住宅地以外の過疎化が進行してきていると思います。今や限界集落につながっているのではないかと思います。町の支援には限界集落に対する支援もあります。その支援の根本には過疎化し、集落として機能しなくなることへの危惧があつてのことだと思いますが、その施策と町営住宅の団地化とは相反する方向にあるように思われます。スーパー、病院、各行政施設への利便の良いところへ団地建設は町において更なる格差を生むのではないのでしょうかと思います。また町営住宅には地域とコミュニケーションのきやすさも、希薄さもけんせつ、けんせく、建設地の集落からも聞き及ぶところがございます。地域的

な制約は少なからずあるにしても、町営住宅こそ集落に振り分けていくことが本来の姿のように思われます。集落内の空き地を利用して、町内住宅を、町営住宅を建設する方法の一つとして、危険家屋の撤去費用と宅地の取得費を所有者同意の元で、相殺することで用地を取得し、そこに1棟、2戸程度建設を望むところでございます。集落に建設することにより、地域の活性化にもつながるのではないかと考えますが見解をお伺いいたします。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、空き地を除去した後に1棟、あ、ええ、こうえい、町営住宅を建設するというご提案でございます。ええ、町営住宅の建設につきましては、平成23年3月に作成しました、邑南町公営住宅等長寿命化計画と邑南町住宅マスタープランを基に町営住宅整備計画を立てております。その中で、基本方針といたしまして、公営住宅は、建替や改善、修繕を行うこととしております。ええ、公営住宅とはいわゆる低所得者向けの住宅でございます、所得制限がございます。ええ、町営住宅のほとんどがこの公営住宅でございます。ええ、この公営住宅は新たに数は増やさないということと、をとしております。2番目に特定公共賃貸住宅、これは建設を行うこととしておりまして、平成26年も日南原2号団地に増設する予定でございます。(翌日の冒頭にて訂正の発言あり。)3番目に若者定住住宅、U・Iターン者、定住促進住宅については住宅施策に応じて供給するという内容となっております。ええ、次に住宅建設の場所の選定についてでございますが、邑南町町営住宅管理条例に規定がございます。ええ、町営住宅等の敷地の位置は、災害の発生の恐れが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害される恐れがある土地をできるだけ、限り避け、かつ、入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならないというふうでございます。ええ、議員ご指摘のように、あのう、町営住宅を空き地に建設することは可能でございます。但しその費用負担についてはですね、国の補助を受けておりますので、ええと、宅地は買収をさしていただく、ええ、建物については、その建設に支障があれば補助の中で撤去できるというふうになっておりますので、相殺という形は不要だというふうに考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、それでは最後に空き家の問題全般に対して町長の見解を伺います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、空き家を中心にお答えをしたいと思います、議員もご指摘されているようにですね、この問題はほんとに根が深く、ええ、一町ではなかなか解決できない大きな問題をはらんでいるというふうに思います。これは、なおかつ邑南町だけの問題ではなくて都市部まで及んでいるわけでありますから、日本全国でこういう問題が浮き上がってくるという状況の中で、ええ、まあ、全国町村会としてもですね、ええ、26年度の国の予算要望にこの空き家対策の推進ということを掲げております。で、これはあのう、国土交通省だけではなくて、各省またがっておる問題でありますので、総務省、環境省、農林水産省、厚生労働省、警察庁、法務省、財務省、まあ、こういうとこ

ろに要望出しているわけでありませう。まあ、その中身でありますけども、まあ、邑南町も条例は作っておりますけども、なかなかこれは制限があるということは議員もご承知だろうと思っておりますので、やっぱりこれは国の問題として、しっかりこの空き家対策の推進に関する法律を作ってもらいたいということをまあ、お願いをしております。そして今苦慮しているのは住宅の問題等で、やっぱり財政的な問題、どうするか。そこはこれだけの大きな問題ですから、その費用に対する財政措置もですね、ぜひお願いしたいということをして特に財務省についてはお願いをしておるわけでありませう。したがって、この、国は各省庁一元的にこの問題に取り組む必要がある。ええ、三つ目にはですね、あのう、ええ、固定資産税の問題でありますけども、ええ、まあ、この固定資産税の制度ができてからですね、この空き家の問題についてはなかなか対応が追いついていかないような状況だろうと思っております。ええ、したがって固定資産税の見直しというところで、ええ、今あのう、居住用、住宅用地の特例というのがございまして、ええ、住宅用地に、まあ、空き家も含めてですね、住宅が建っていれば固定資産税の土地については減免制度がある、6分の1という非常に安い制度、ですからこれは逆に、空き家であっても、放置しとったほうが当然土地代は安くなるわけですね。固定資産税が。ですから非常にまあ、そこにモラルハザードが出ておるといふことであると思っております。放っておこうという。で、逆にこれ解体をして更地にしますと、当然固定資産税は上がるわけでありませうから。やらないわけですね、所有者は。で、これは単に邑南町に住んでいる人だけではなくて、出て行っている人に対してもそれが、特例が適応されるわけですから、より不合理があるということでありませうから、この固定資産税の特例については少なくとも家屋の所有者、あ、家屋の所在地に住所を有する場合に限定をすることと、出て行っている人はもうだめよというところをぜひお願いしたいというところがございます。ええ、まあ、尚かつ、まあ、今まではそういった除却の問題等々でありますけども、議員ご指摘のように今度は空き家を有効に利活用するということも、町村会でお願ひをしております、今はああやって上限100万とか、ほんとにあのう、町の一般財源を使って苦慮しとるわけでありませうけども、県も大変。そういう中で空き家の再生等の推進事業というものをぜひ作っていただいて、この補助対象経費を国の責任として充実強化をしてもらいたいと、こういうですね、大まかに4項目についてしっかり全国の町村会として、国にお願ひをしてるわけでありませうから、そこをやっぱり我々は強力にお願ひをして、どうやらあのう、今、政府の方でも、自民党の方でもこのことについて十分に検討いただいているようでございませうので、ええ、近々法律制定ができればいいかなというような思いでございませう。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、ほいじゃあ時間もなくなつたようですので、ええ、我々祖先から受け継いだこの美しい自然を後世に伝えるという責務があると思っております。空き家の問題、山林整備の問題、また耕作放棄地の整備等、官民一体となって取り組んで、この美しい自然を次期世代に伝えていきたいと思っております。ええ、以上で一般質問を終わります。

●議長(山中康樹) 以上で和田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分とさせていただきます。

—— 午後2時15分 休憩 ——

—— 午後2時30分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。続きまして通告順位第6号大屋議員登壇をお願いいたします。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 大屋光宏です。邑南町議会の一般質問っていうのは、あのう、事前通告制になっております。あの、こちらからはこういう質問をしますっていうのを出すだけであって、答えてっていうのは当然ですが、僕もこの場へ立つまでは分かりません。あのう、単純に答えを求められるものもありますし、考え方を問うものっていうのは、まあ、自分の問いに対してどういう問題意識を持っていただいて、どのように答えていただけるかっていうのは、あのう、この場に立つまで、立ったときのある意味あのう、非常に楽しみにしております。ということで前置きなしで早速質問に入りたいと思います。あのう、最初の質問は個人住宅建設用地の確保についてっていうことです。と、まあ、きのう来の町長の答弁の中でも、個人の方が家を建てたいと思ったときに、あのう、住宅建設用地の確保っていうのは難しいっていうのは皆さんの共通の認識だと思います。特にあのう、農家以外の方が建てようと思うと、土地の確保は難しいですし、あの民間の住宅のその建設用地の売り出しっていうのも非常に限られてる。で、まあ、農地以外一般的なところで、いい土地を見つけたとしたとしても、インフラ、あのう、電気であるとか、そういうものは比較的いいかもしれんですけど、町の水道が確保できるかどうか、ケーブルテレビが入るか、あのう、すぐに線がつけられるかどうかっていう面から見てみると、非常に用地の確保っていうのは難しくなってます。で、どこかまあ、いい土地がないかなあと思ったときに、個人的に一番最初にもったいないな、あいとるのかなあと思ったのが日南原住宅の団地、あと森実住宅の団地、団地整備はしたのですが、空いてます。ただまあ、日南原住宅につきましては26年度2棟4戸建てるということでした。森実住宅はまだまだ用地が余ってまして、まあ、3区画ぐらいありますんで、これ一つぐらい売って住宅建設用地にすればいいのになあと思ったんですが、さすがにまあ、あのう、住宅を、あのう、公営住宅を建てる、た、あのう、ために造成した用地ですし、今日、あのう、最初、あのう、先ほど和田議員からあったように、あまり1箇所に集中するようなことっていうのは好ましくない。で、そうするとまあ、どうしたらいいかなあと思った時は、まあ、森実住宅っていうのは元々あのう、古い住宅の建て替えのための用地であるという説明を受けてます。ということは早くその建て替えをやらしてもらえば、古くなった住宅よう、は、壊して、あのう、まあ、一般の方に売ることができれば、売ればいいのになあと思いました。ということで、あのう、一つ目の質問は、森実住宅団地が、あのう、先ほど言いましたとおり、建て替えのためであれば、最終的にそれはあのう、いつまでに、まあ、と、まあ、今後の建設予定計画の中で最終的には、あのう、不要となる町有地が何箇所、どの程度あるのか、それとまあ、ただまあ、空いた町有地は個人のとこへ売ったらどうですかって言うても、それがまあ、可能かどうか、個人住宅の建設用地として、売却することは可能かっていうこと。それとあのう、もう1点通告してますが、まあ、そういう視点に立ったときに、現在遊休の町有地としてそういうものがどの程度あるのか3点一括して質問します。お願いします。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外

●議長(山中康樹) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、今後の森実住宅の建設計画でございますが、ええ、森実住宅の全ての土地に14戸の住宅を建設予定でございます。ええ、建設年度については、詳細については流動的でありますので、ここではまだ報告はできません。ええ、またあのう、全ての住宅移転が終了した場合の不要となる町有地の箇所数と面積でございますが、2箇所ございまして、いずれも中野地区でございます。一つは2棟8戸が建っている団地、この面積は、敷地面積1,231㎡。二つ目は1棟5戸が建っている団地でございます、敷地面積は734㎡でございます。いずれにしても全世界帯が退去されてからの解体工事に入りますので、解体時期については不明でございます。以上です。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) あとあのう、遊休土地を個人住宅の建設用地として売却することは可能かというご質問と、そういった町有地があるかというご質問でございます。基本的にあのう、邑南町の普通財産の売払事務取扱要綱第2条によりまして、普通財産の処分についてはそのうち、今後、行政財産として使用が見込めない土地であれば売却可能資産であります。ええ、基本的に売り払いの方法は特別な事情がある場合を除いては、一般競争入札、公売によることとなります。で、候補地としては、ええと、昨日7番議員さんのときもありましたけども、公共施設を解体した跡地が売却可能資産であると思っておりますが、先ほど申しましたように、今後、行政財産として使用見込みのない土地かどうか検証する必要はあろうかと思っております。そういった条件が整えば、売却可能資産として処分していくことが可能であろうかと考えます。まあ、具体的には例えば今回あのう、旧口羽保育所の跡地とか、あと住宅を複数、ええ、解体しております。古い住宅、その土地でありますとか、瑞穂のふれあいの丘でありますとか、石見で言いますと、いこいの村のスキー場の用地でありますとか、ええ、まあ、昨日あった桃源の家の跡地とか、そういったものも候補には上がろうかと思っておりますが、そういった条件が整いましたら、処分が可能でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) と、まあ、森実住宅の移転につきましてはまあ、あのう、年度ははっきりできないけどっていうことで、まあ、解体まで当分先っていうことで、まあ、すぐに期待できるものではないんだなあということは思いました。あのう、一言付け加えておけば、森実住宅の団地っていうのはあのう、もともとが優良の農地のところを転用して住宅にしたもんです。あのう、農業委員会という立場もありますが、あのう、町が今転用する場合、役場とかそういう施設については、あのう、町の判断でできますが、それ以外の物については農業委員会の許可が一般の方と一緒に必要で、あのう、転用したら速やかに物を建てるというのが立て前です。あのう、それが条件で許可をしてるっていうことで、それはそれでやっぱり速やかにやってください、これは指摘は、すみません、立場上しとかにやいけませんので、重々承知していただきたいと思っております。あのう、逆にいつまでもああやって、建てないんであれば、あんだけいい農地を転用する必要があったんか、無駄じゃあないかっていう議論も出ますんで、そこはあのう、あのう、財政状況うんぬんじゃ

あなくて、やるっていうことでやられた以上は速やかにお願いをしたいと思います。で、本題ですが、あのう、建設用地ということで、あのう、まあ、なんで今回この質問ですか、出したかっていう部分ですが、あのう、まあ、昔からUターン、Iターン、定住対策っていうことで、職と住むところっていうことで、住むとこっていうのは常に問題が出ます。あのう、町営住宅をいつまでも増やすことも難しいですし、先ほどあったように空き家っていうのもいろんな条件があります。あのう、じゅ、来られる方、家を、あのう、家を確保したい方の要望は様々です。その中でやっぱりこう、住宅用地ってのも出していかなきゃいけない。で、尚かつあのう、景気が世間では良くなってきました。あのう、景気が悪いときは農業をしよう、Uターンしよう、Iターンでっていうことが可能だったんですけど、良くなってくればあの都市部の賃金もアップすればなかなかこう来てもらえない時代になった以上は、そういうチャンスがあればしっかり捕まえるためにも、そういう、あのう、住宅提供っていう、あのう、手段はたくさんあった方がいいのかなあと思ってます。で、あのう、先ほどのまあ、じゃあ、今町内にどんだけありますかっていうことで、まあ、まあ、具体的な場所は出ましたが、それがまあ、すぐ可能かどうか、やる気があるかどうかっていうところになるんだと思いますが、あのう、この件につきまして、あのう、以前、石橋議員が何度か質問されてまして、あのう、当初18年ぐらいは、町の有効な資産だから、その安く売るとか、まあ、適正な形できちっと売らなきゃ難しいだろうという雰囲気から、3年前にされた時は、あのう、UターンとかIターンの土地提供どうですかっていう時に、町長はかなり踏み込んで、その若い人達にUターン、Iターン目的で提供するんであれば、一般の住民の方も理解が得られていいんじゃないかろうか、あのう、検討させるっていう形でされてます。きつく言えばまあ、それから2年、3年経ってある程度今までしてきたんですかっとはなるんですが、あのう、そういう意味でいうと、あのう、できる部分で、すう、であれば、すぐ、で、特にあのう、遊休町有地って言ったのは、今まで物が建っていたところは更地である以上はすぐ売れるんじゃないかっと思いががあります。で、そういうことであれば、あのう、口羽の保育所の跡地であるとか、すでに物が建っていた土地について、その、まあ、議会からも求めがある、町長もそういう前向きな発言があるという意味では、住民理解が得られてるということであれば、事務的にはある程度の目安をつければすぐ可能になるのかどうか。あのう、桃源の家だとかいこいの村っていう、そういう大規模な造成するところは難しいですが、今更地であるものについて、あのう、事務的な条件を整えば、現実問題として、売ることが可能なのかどうか質問します。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、平成21年頃から、あのう、国の交付金でかなり遊休の土地、すみません、建物を解体しております。その場はかなりのが、あのう、今がた、今言われたの、更地になって残っている部分がありますので、そういったところはその可能でございます。あのう、売却可能でございますので、さっき申しましたような条件を整えば可能でございます。ですから、住宅地がかなりありまして、遊休した住宅をかなり何戸も解体しております。そういったところにつきましては売却が可能でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** この4月から消費税が上がります。で、消費税はもう一度上がります。1年半先だと思えます。あのう、かけ込み需要がどれだけあるかとか、消費税前に家を建てた方が得か、その後の優遇制度がありますんで、その後が得かっていうのはありますが、一つの目安として、あのう、1年半後に家を建てるときに、まあ、後にまた家を建てる必要があるかも知れないと思えば、それを目安に、あのう、まあ、その半年なり、まあ、できれば1年前、今年の秋ぐらい目安に、売れる物があればある程度そういう目的で売ってという目標をつけてやっていただければと思えます。ただまあ、先ほど、あのう、あとあったように、いこいの村のスキー場の跡地であるとか、昨日ありました桃源の家の跡地については、これはもうある意味、町の財産でどう活用するかっていうのは、住宅用地だけが適切か、当然まあ、造成して売るにもかなりのお金がた、いると思えます。あのう、大規模開発になる以上はそういう意味では有効に、また出す時期についても、その早急にでなくても、この2年はまあ、地元でもあのう、えと、大雨の災害復旧でかなりの工事もあります。その後は仕事があるかないかっていう不安もあれば、その後にこううまくこう、つ、町の財産としてそういう活用の仕方もあるんだと思えます。あのう、いろんなことで、あのう、町の、あのう、遊休資産であっても、財産であって、あのう、うまく効果的に使っていただきたいと思えます。これはあのう、これのお願いで終わりたいと思えます。つづきま、続きまして2番目にあのう、A級グルメ推進における法令順守っていうことで質問を挙げております。えと、何となく分かる人は分かって、全く分からない人は、なんでA級グルメで法令が出てきて、その順守だということがあったようでした。で、まあ、あのう、質問の中には特に農産物の生産販売において、有機栽培などの表現っていうのは法的な決まりがあるものなんですよっていうことを挙げた上で、A級グルメにおける農産物の生産、販売及び宣伝において法令をどのように順守しているかっていうことで、通告をしておりますんで、まずこの答えをお願いしたいと思います。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ええ、現在A級グルメの取り組みの中で、生産、販売、宣伝を通して、印刷物、あるいはインターネット上です、法令に抵触するような表現は明記及び記載はしていないというふうに考えております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、具体的に農産物の安全、安心って言葉の中に、まあ、農薬っていうのは比較的使っていないよ、まあ、有機だよってイメージを植え付ける形でのことが多いと思えます。あのう、抵触するものはないと思うっていう中で、具体的にたとえば、えと、まあ、野菜の販売で安全性というときに、そのいろんな法律がある、そういうのはどういうふうに、あのう、まあ、こういうことには気をつけにやあいけないって勉強会であるとか、それぞれのあのう、統一した認識を持たせるための工夫であるとか、そういうあたりはどのようにされているか。あのう、まあ、法令は順守されているか、まあ、抵触するものはないという答えだったのですが、そのためにどのような努力をされているかを聞かして下さい。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、まあ、表示と言いますか、農産物あるいは加工品、そういうものの、まあ、表示について、ええ、商工観光課では、ええ、まあ、講座という形で、ええ、まあ、あのう、募集をしまして表示についての講座を通じての、まあ、学習会と言いますか、ええ、勉強会といった形のものは、ええ、年間を通じて開催はしております。ええ、ただまあ、具体的に先ほど言われました、ええ、農薬の関係であるとか、ええ、有機という表現のことについての、ええ、そういう意味では専門的な内容についての踏み込んだ内容までは、ええ、そういったところでの、ええ、学習と言いますか、周知には至っていないというふう考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、なにかと農産物の安全と言うときに、農薬をまあ、使ってません、まあ、農薬っていうのが一つの悪者の、として挙げられてる現実が多々あるんだと思います。あのう、A級グルメがどうで、邑南町がどうかという話じゃありません。一般的によくその農産物を取り扱うホームページとかそういう業者さんで使われる言葉で、あのう、業者によってはまあ、独自基準というのを定められるところもあります。それからあのう、有機JAS相当の栽培をしているものですよということもされてるところもあります。農薬、化学肥料に頼らない自然農法ですっていう表現もあります。できるだけ農薬、化学肥料を使わずに栽培した野菜ですっていう表現があります。これらは使っているものだと思いますか、悪いものだと思いますかっていうのをまあ、担当課長に聞くのもどうかとは思いますが、あのう、元を正しますと、あのう、過去からこういう表現が非常に紛らわしかった。農薬、化学肥料をまあ、できるだけ使っていないっていうのは、使っどるのか、使っていないのか。無農薬っていうのはずっと無農薬なのか、たまたま今回作った、たとえばほうれん草が無農薬なのか、というすごい、あのう、紛らわしさと問題が過去ありまして、えと、平成12年にその有機JASっていう、あのう、認証制度ができました。で、一昔前ですんで、その意識がある人と、その後に農業をした人って、これを知らなければ全く知りません。えと、その当時でいうと、石見でいうと、あのう、合併前でしたが、その当時の農協は、えと、有機農業の里っていうことで、看板を掲げてましたが、あのう、堆肥を入れて土づくりをきちっとしてやりましょう、それが有機農業の里っていうことで、PRをしてましたが、その時点、これができた時点から、その看板を下げました。それはあのう、有機JASの認証制度っていうことで、あのう、過去2年間、化学肥料も農薬も一切使わない。それを第三者の登録機関が認定した人しか、有機栽培です、無農薬ですっていうことが使えないルールができたから、誤解を招かないため、まあ、ルールに基づかないものは使ってはいけなくなりました。ということで、先ほどのまあ、独自基準を定めてやることも問題ですし、農薬、化学肥料に頼らない自然農法っていうのは、その本人が言うのは勝手ですけど、第三者から見ても分からない。あのう、みんな10回使うところ、2回削って8回ですよという意味かも知れないし、実はみんな5回しか使っていないのに、その人はいつも10回使うのを2回減らしてがんばってるんですよっていうアピールかもしれん。全く分からないということで、今はそういうことができなくて、有機JASかまあ、エコファーマーかっていうことになっております。で、このあたりを、

すこ、あのう、やっぱりきょう、あのう、そういうルールがあるんだよってことをみんなが認識してしゃべってれば、うちは有機で作ってますって言えば、当然法律に基づく有機だと思って会話をします。で、そこがまあ、どれだけ認識されてるのかっていうのが実は不安でしたが、あのう、A級グルメにおいてはそういうところで誤解を招く表現はありませんということでした。ということはまあ、有機、あのう、有機栽培を進めますということは、ぼくらの取り方は有機JASを進めるんだなという取り方になるんだと思います。お客さんは無農薬を求めていますっていうことは、有機JASの登録をとった無農薬を作らなきゃいけない。であのう、なんでわざわざこんな質問をしたかっていうと、きょうもあのう、町長もA級グルメのところで言われたんですが、あのう、まあ、町民に納得されてないんじゃないか、輪が広がらないのはなぜかという質問の中でやっぱりA級グルメは参加型って言われたです。同じルールでやってるのかどうか分からないから、参加してもいいかどうかは実は、のう、生産者は分からなかったです。あじくらで使うのは、できる、まあ、できるだけ農薬を使わない野菜がいいですって、できるだけ農薬を使わない野菜っていう基準が分からなければ参加できないわけですけど、で、そういう意味であえて聞きました。まあ、A級グルメにおいてはあのう、法令を守っていると答えれば、当然みんなその法令の範ちゅうにおけますんで、ルールは一緒になるんだと思います。で、2番目の質問として、ただまあ、一方で確かに安全、安心を求めるが故に、そのう、先ほどいった有機農業、無農薬であるものもいいっていう信仰っていうのはかなり根強いものがあります。農業っていうのはそれだけじゃあないんだけど、まあ、消費者に対してアピールとして、有機ですよ、無農薬ですよという、アピールの仕方は非常に強いです。ただ、実際それで現場で何が起こってるかっていうと、消費者の誤解がもう、招いてますし、そのねんす、あのう、農業生産技術の健全なはったん、発展もさまかれとるで、妨げていると感じております。であのう、食の安心感、安心っていうのは、まあ、それぞれの気持ちですんで、いかにそういう気持ちを持ってもらうかっていうのは、方法がいろいろあるんだと思います。そんな中ではあのう、まあ、農林振興課が中心になって25年度、本年度、邑南町農林振興ビジョンっていうのを策定しとります。でその策定段階から食の安全で、どう求めるかというときに、そのやっぱりイメージ戦略で農薬だけじゃあないイメージ戦略が必要じゃあないですかっていうことで、源流の里おおなんブランドっていうのを掲げられました。あのう、まあ、町全体のA級グルメは取り組みですんで、やっぱりあのう、A級グルメの推進においても、源流の里おおなんっていうブランドっていうのをつくろうっていう意識を持ってもうちょっと違う、あのう、やれば違うやり方、新しい取り組みもあると思いますが、あのう、そのへんの考えを聞かしてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、ご質問の内容を大きく分けて二つあったかというふうに思います。ええ、まず、前段の部分ですけれども、ええ、安全、安心を求めるあまりに、過度に有機農業であるとか、無農薬の方向に向かうということは、この消費者の皆さんの誤解を招くと、ことになるのではないかと。そして、農業生産技術の健全な発展を妨げているのではないかと、ご質問の部分についてでございますけれども、あのう、先ほどの質問にありましたように、有機という言葉にはこう、明確な定義がございますので、

ええ、この点については私たちも理解をし、それから注意をしているというふうに思っておりますけども、これまでの中でですね、ええ、農薬や化学肥料の使用量を控えているので安全です、安心ですといったような、このう、あいまいな表現であったり、ええ、誤解を招きかねないような表現をした場面はなかっただろうかというふうに思い返しております。現在、登録を受けて販売されている農薬というのは、全て発がん性試験ですとか、アトピー、アレルギーを引き起こすかどうかといったようなこと動物試験など数々の試験に合格したものであります。適正な使用方法が守られている限りは危険性はないというふうにされております。ええ、過去に発生した薬害事件ですとか、食品への意図的な混入などによる、この中毒事件などのこうイメージがありますために、過剰に反応してしまいがちであったということは否めないと思うんですけれども、ええ、農薬を取り締まる側の行政としては、農薬の安全性に関する正しい情報を発信していくことに、今後より一層取り組んでいかなければならないというふうに考えております。で、続いてあのう、後段の部分の、ええ、消費者の皆さんの安心感や信頼というのは、生産における総合的な取り組みをアピールすることで得ていくべきではないかという、この部分のご質問についてですけれども、ええ、例えばこう現在検討を進めております、ええ、A級グルメ認証制度においては、できるだけ多くの皆さんに参加していただけるように、ええ、入り口のハードルはできるだけ低く、しかし、こう邑南町として目指す方向には、皆さんが向かっていただけるような仕組みづくりが考えられております。ええ、まずはつくり、土づくりですとか、生産履歴が公表できるような栽培管理をすることを取り組みの第一歩としていただくことから始めて、徐々にレベルをアップしていくことを皆さんに目指していただけるようなものにしていきたいというふうに考えているところでございます。こうした取り組みを継続して、そしてこう発信していくことによって、邑南町産の農産物であれば、誰がどのようにして作ったものかが分かるので安心だとか、しっかり土づくりがされていて、きれいな水が使われているから、美味しいとか、こういうふうに言っていただけるような町全体の農産物のイメージづくりに役立つものと考えておまして、結果として、消費者の皆さんの安心や信頼の獲得につながっていくのだというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、農薬について、あのう、やはりあのう、正しい理解っていうのを、誰がやるのかっていうのは確かにあるんだとおも、生産者のぼく達がやるのかって言ったときに、あのう、絶対の安全は証明できないっていう弱みがあります。あのう、農薬が絶対危険じゃあない、安全かって言われたときに、僕らにはそれが安全ですっていう力はありません。あのう、国の基準なりを守ってれば安全であろうっていうだけのことです。ただ、あのう、きょう十分時間がこのへんでとってありますんで、少ししゃべりますと、あのう、生産者は正しい知識をもって農業をしてるかっていうと、これも誤解があります。あのう、個人でいろいろ売る中で、やはり生産者のホームページ見ますと、あのう、かなり誤解をもって書いてあるのもあります。例えば、戦後日本では安全より収量を上げることが大事とされてきました。農薬の登録に関しては安全性ではなく、効果の方に重点が置かれています。農薬は残留の危険性と共に、農家の急性中毒の事故も未だに後を絶ちません。どこまでが安全で、どこまでが危険なのか未だ解消されてないことや、

公開されていないことも多く、情報に振り回されがちです。で、この後に、だから私のところは農薬に頼らず、皆さまに安全な野菜を提供するため努力してますって書いてくと、ああ、この野菜は安全なんだなあと思います。ただ、先ほど今述べた言葉が、疑問を持つか、思わないか、ある意味正しいよなあと思いますよね。ただ、これが日本なのか、いつの時代なのかって思うところもあります。あ、う、ぐらい農薬っていうのは危ないイメージが持たれてます。あ、う、今の農薬っていうのはまあ、危険じゃありませんっていうことはおかしいですが、一般的な正しい使い方をされる範ちゅうで、危険が起こることはまずないですし、もっと言うと、正しい使い方、あ、う、安全性と効果、今どちらが重点かっていうと、安全性です。あ、う、正しい使い方をして思った効果が得られるかっていうのは別です。あ、う、皆さんも田をやったり一般的によくあると思います。除草剤がもうきかんでのう、ひえが生えてしもうたあや、いうてまたあの除草剤を買いに行く人もいます。病気が出たんだが、この薬今までつこうとつたがきかんようになったや、あの薬だめぞ、虫にやあもうきかんぞって、ぐらい今の薬っていうのは使い方が難しいです。難しいっていうのは、決められた濃度で使ったときに、温度なり、タイミングなどで思う効果が得られるかどうかっていうのは、昔の農薬とはかなりちがう。それほど安全性が高められています。もっと言うと、誰、あ、う、農薬を使うのに、買うのに、許可っていうのは基本的にいりません。例えば町長が家の裏で畑でキャベツ作った、虫がつくけ薬つこうちゃろう思うて、で、ホームセンターなり、農協へ行って薬ください、あ、う、キャベツに虫がつくんだけど、と言え、黙って売ってもらえます。そいで、指定の倍率でかければよし、この世界で危険が起こるかっていうことです。一般的には誰が使うのか、きよ、あ、う、許可がなければ使えないとかいうのがほんとに危険なもんだと思いますが、それほど今の農薬っていうのは安全性が高められている。で、残留農薬っていう問題が常に出てきます。まるであ、う、農薬には、ああ、じゃない、野菜には農産物には農薬が付いているイメージがあります。残留農薬基準というのがあれば、そこまで農薬があるもんだと思われてる。それはあ、う、許される基準で、当然それ以下です。現実問題、今の技術で検出できるか、0.00なんppmって言うまで検出する能力はあっても、大部分、あ、う、検出せずです。ぐらい正しい使い方をしとれば、これまた言い方難しいですよ、正しい使い方をすれば残りませんという魔法がつかってあるみたいですよ。ただ、それはもうかけてすぐ分解をしていくから、1日なり、決まったはん、経てば残らないぐらい安全性が高い反面効きにくいって時代です。という中で見ると、その農産物の販売宣伝において農薬を使った、使わないことがそんなに大事なのかっていうことになってくると思います。それ以外にしなければいけないことはたくさんあります。で、先ほど農林振興課長が言われたとおり、農業をするためにはきれいな水であるとか、堆肥を使った土づくりだとか、管理だとか、生産工程をチェックすることもあります。いろんなことをして野菜ができる、その苦労が町もイメージなり、のうさ、あ、う、町、邑南町産のイメージにして、安心感を得たいっていうのは正しい方向性なんだと思います。で、今あ、う、質問に対して、あ、う、農業を振興する立場の課長に答えていただきました。で、実際にA級グルメを担当する課長として、そういう意識っていうのはどう思われるかっていうところを、あ、う、同じ質問のどこ、イメージの付け方を、まあ、ちょっと総合的なものにしたらどうですかって質問に対して、A級グルメの担当課長としての見解を聞かしてください。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) ええ、やっぱりあのう、正しい知識のないままに注目度を上げるためであるとか、販売増につなげるために消費者に誤解を与えるような表現はあってはならないことだということ、今、ええ、議員さんのお話を聞きながら、考えたところでございます。ええ、まあ、イメージと言いますか、あのう、A級グルメの基本的な考え方の中に、ここでしか味わえない食や体験ということがあります。やはりここというのは当然邑南町ということになるかと思いますが、ええ、その邑南町の中で味わえる食ということについて、あのう、先ほどから話が出ておりますように、やはり源流の里であるとか、そういった、ええ、環境であるとか、そういったことが整っている邑南町に来て食を味わっていただく、あるいは体験していただくということでの、こうA級グルメの普及の仕方というのが必要なことかなあというふうに今聞きながら考えているところでございます。併せてまあ、来年度から食の学校というのを開設いたします。先ほど来、大屋議員さんの方から話があります、いろいろ表示であるとかそういったことについてもやはりこの食の学校で、ええ、正しい知識を身に付けてもらうための、まあ、講座と申しますか、ええ、そういったことも開設していくことが必要なというふうに、今思っているところでございます。ええ、まあ、いろいろご指摘いただいたことは、ええ、真摯に受け止めてですね、やはり、A級グルメの推進をしていく以上、いろんな形で正しい知識の普及とか啓発に取り組んでいく必要があるということを実感しております。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、もう少しこの問題やらしてください。あのう、先ほど課長がやっぱり正しい理解をしてもらうための必要性っていうのを実感したっていう話をいただきました。実はあのう、生産者なりの立場から、まあ、町民も大部分だと思っております、それがまあ、ある意味A級グルメ、その中でも耕すシェフに対する期待なんだと思っております。せっかく農業の体験をする、食事をつくる、消費者に直接提供する、その三つをやるのであれば、そういう意味の掛け橋になってほしい。それがあのう、耕すシェフに対する期待感なんだと思っております。先ほど言いましたとおり、あのう、例えば農薬の安全性を誰がしゃべるのか、まあ、僕らがしゃべるのもあるけど、一番やはり全てに関わっている人が、提供しながらこうなんですよっていう正しい知識を伝えてもらう。逆に消費者のそれに対して正しい考えの中からの要望を引き出して伝えて来てもらうっていうのが、お互いの正しい、健全な発展なんだと思っております。あのう、歴史は繰り返すわけじゃないですが、記憶が定かかどうかわかりませんが、平成14年に無登録農薬の問題が起きました。メタミホドスカというような名前の農薬、あと東北を中心に果樹園で使われて、大量に農産物が廃棄された事件があります。あのう、悪い農薬を使ったわけじゃなくて、あのう、過去には使われてたんだが、もういろんな問題、先ほどあのう、発がん性とかいろんなことで今の時代には合わないから、登録が失効されていたものを、やはりあのう、よく効くとか消費者の対しての要望のきつさに耐えかねて、やむを得ず手を出してしまったみたいなこと、結果としてそういう事件が起きました。あのう、生産者だけが決して悪いわけじゃないです。例えばあのう、消費者の誤った誤解からあのう、誤解による厳しい要求、例え

ばまあ、白いものが付いているだけで農薬だっていう反応もあります。あのう、植物自体が、きゅうりとかはブルームっていうこと、であのう、ネギもそうです。白い粉をふくと思います。ただ、見方によっては農薬だという方もおられます。予防的にあのう、石灰硫黄材とか果樹園でまくと真っ白になります。農薬いっぱいかけたるぞって、これはあの有機に基づくものなんです、今でもあのう、有機農業で使うことができる農薬ですが、やっぱりそういう消費者の誤解もあります。後あのう、りゅうちゅう、流通業態の変化、大規模流通なり、大量のそのスーパーが大量に仕入れたとき、一つでも欠品があると、もう、そ、産地としてつきあってもらえないっていうことから、どうしても病気を発生できない、いい物作んなきゃいけないってことは、よく効く農薬が使いたっていう欲求もあったんだと思います。まあ、生産者の自体の無知なり、今はそういうことを絶対してはいけないっていう認識が甘かったのかも知れませんが、あの生産者だけが悪く、じゃなくて、生産者、流通に関わる人、消費者全ての誤解から起こった、ある意味悲しい事件です。ただ、あれからもう10年経ってくる中で、僕らも痛感したのは、その専門で農業してる人はそういう時代が厳しくなっていることの中で分かりますが、その中に新たに新規就農をする、Uターンして農業をするっていう人はそういうことを知らない人も多いです。消費者も変わってきて、毎年要求も厳しくなる中で、また間違っているのは起こりうる可能性がある。無農薬がいいんだよって、じゃあ、農薬使ってるのは言っちゃあいけないのかなあ、隠した方がいいか、隠すことも問題が起こるっていう意味では、あのう、皆が正しく発展できるためには、やはり、あのう、耕すシェフであるとか、そういうあたりがそういうことをきちっと理解して進めていただければという強い思いをもとります。あのう、これ、全く誰も進歩してないわけじゃないですか。去年の3月にほぼ同じ質問をしていました。表現の仕方がなにが適切かはわかんなくてやりましたが、やはりあのう、お互いが正しい理解ができることっていうのが一番大事で、その中であのう、関わり合えるようにやっていければと思います。で、最後にあのう、農林業教育の充実についてっていう質問を出しています。あのう、まあ、今まで話したとおり、その農業っていうのも大きく変わってる、その時代背景も変わってる中で、正しい農業に対する理解、林業に対する理解がなければ、ほんとの、あのう、農林業教育はできないのじゃあないのかなっていう思いがあります。で、そういう意味ではあのう、どういう農業者を育てるか、あのう、農業はあのう、基本的には地域対策と、この地域でいうと高齢者対策と農林業っていう、そのう、そのもの自体の振興策、の三つがあるんだと思います。て言われて何となくイメージが付くと思います。大部分が農業に関わってますが、田んぼを持ってますが、これはあのう、産業としての振興対象ではなくて、地域対策なんだと思います。農地を守るとか、自然を守るっていう部分であって、経営上皆さんがやってるわけじゃないから地域対策としてやる、それはまあ、今でいうと中山間の直接支払いだったり、農地水なんだと思います。で、高齢者対策、実質まあ、農業をしてるのは高齢者であるっていう中で、いくら専業であってもたくさん作って下さいっていうのは無理です。それぞれが生きがいの中でやっていただくという政策も必要なんだと思います、それとごく一部の人对する専業の職業としての対策。で、まあ、農林業の教育っていうのは今夢響きあい塾としてやっています。じゃあそれで、どういう人を対象にやっていくのかっていうのが一つの問題と、どういう人を育てたいのか、プロとしてやって欲しいのか、やあ、ここへ残って農業をちょっとかじっ

てくれりゃあいいのかっていうイメージもあるんだと思いますが、あのう、今のまんまでは、どういう人も育たないのじゃあないかなという不安をもってます。そういう意味であのう、夢響きあい塾の回数が増加とか、対象を高校生に広げるとか、農林業の教育を充実して欲しいと思いますが、現況での担当課の考えを聞かしてください。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) ええ、4年になりますけども、中学校の1、2年生に対して農林業の学習をまあ、続けてきております。ええ、邑南町の基幹産業である農林業に従事をして欲しいという、まあ、そういう願いを、まあ、教育委員会でできる中でやってきた積もりですけども、まあ、多くな課題もたくさんあります。ええ、時間的な制約があったり、あるいは教育委員会自体がそういう専門分野でないために、まあ、どういった内容でやればいいのかとかいうようなこともずいぶん課題として出てきております。で、現実そのう、今、中学校においては、これまで教育委員会が主導で、ええ、プログラムを作ったりしてきたわけですけども、まあ、主体的に中学校として考えていっていただけるような方向には少しずつなってきたような、まあ、面もございます。ただあの、実態として、ええ、まあ、高校生の進路の選択状況を見ますと、ええ、3年、中学校の3年生にやってきている、まあ、医療の部分については、ええ、20名近くの、20名を超える、ええ、生徒の皆さんが医療関係で上級学校へ進学しているのに対し、農林業については、ええ、産業技術科も含めて2、3名程度、多い方でそういう状況だというふうな実態から見る、見ますと、ええ、まあ、反省すべき部分もたくさんあるんだらうなど。これはあのう、教育委員会で、抱える課題だけではなくてですね、ええ、やっぱりいろんな課題がたくさんあるんだということを踏まえて、も、見なきゃいけないというふうに思っております。ただ、あのう、農林業は邑南町の基幹産業であるという捉え方は教育委員会でも、あのう、大事にして、ええ、私たちの教育委員会行政の大きな方向として、ええ、次のまあ、邑南町を担う人材を育てるということ、大きな柱にしておりますので、まあ、中心的な課題として、ええ、検討をしていきたいというふうに、今の段階で考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、農林業に対して今夢響きあい塾をしてるってことです。あのう、ただ僕も一度行かさせていただきましたけど、中学生に対して農業の話をする事の難しさっていうのは、非常に難しいと思いました。それも中学1年生に対して。というのはまあ、農業っていうのは自営業です。あのう、お医者さんになりましようっていうのは、もう、ちょっと医療に携わっている方には大変失礼ですけど、話をすることが非常に簡単です。資格取って、まあ、大学行って資格とれば勤務先がある。で、農業っていうのはさっき農薬の話もしましたが、一切の資格がないです。誰がどこに行ってもうやってやろうが、農地さえいければ、農業ができてしまう世界。それはまあ、勤務、勤めるじゃなくて自営。自分でやるっていうことを中学1年生に教えるっていうことはどれだけ難しいのか。林業は今の時代はほとんどはこう、森林組合に勤める、で、作業をする、林業作業員、作業をする人になります。農大に行っても基本的には自ら林業経営をすることを学ぶんじゃないで、チェーンソーを使うとか、機械を使うとか、そういう作業員とな

るための学校に近いのが現状です。そういう中でまあ、いかに農業を教えるのか、もう医療なんて簡単な話なんだけ、あれ1年生にして農業を3年生にすりゃあいいのに、ぐらい思っていました。したら、あのう、今議会の予算の審議において、議長がまあ、農林業の教育もっと充実させんと厳しいんじゃないかっていうときに、町長が少し最後答弁をしていただきました。で、そん中にあのう、まあ、農林業に対してじゃなくて、医療においても、石原院長はこのまんまじゃ、このやり方は厳しいんじゃないかってことを言われてたっていうニュアンスのことを言われたとは思いますが、ちょっと誤解があつてはいけませんので、あのう、夢響きあい塾が、まあ、医療においてもこのやり方でいいのか、どういうふうにもまあ、4年経った中でとらわれて、捉えられているのか、町長ちょっとコメントされたと思うんですけど、もう一度そこをしていただければと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、この夢響きあい塾、まあ、医療と農業、林業について、まあ、いろいろやってるわけでありすけども、まあ、4年経って振り返って見た場合、100%これで成功してるということは、やっぱり思い込みに、私は過ぎないと、常にやることについて反省点は出てくるということについて、謙虚に考えながら前を向いて行かなきゃいかんという思いで言ったわけで、その中の例として、実は受け手側の、受け手側の病院の院長先生はこういう思いでおられるよと、そういう気持ちもやっぱり考えながら、ああ、同じ体験をするんであれも、あつても、どういうふうにやればいいのかっていうことは、常に反省しながらやっていくことが大事ですよっていう話をまあ、したわけです。ええ、まあ、併せて農業についても、あのう、どういうふうにやっぱりやっていくかということについて、ええ、もう少し工夫が必要ではないかなあと。ええ、ま、少し長くなるかも知れませんが、おおなんドリーム学びのつどいで今回は矢上高校の卒業生の寺本あきほさんが、ええ、卒業して今の農林大学校で学んでるその気持ち、そしてそこを卒業してる、して、自分は農業従事者として頑張るんだっていう思いを淡々と述べられた。ええ、それが非常に聞いている小学生、中学生、高校生に対して感銘を受けたという話がありました。正にやっぱり同じ子ども同士の目線で、今頑張っているそういった先輩達がどうやって今後立ち向かおうかっていうことについての決意、思いを述べることも一つの大きなこれは農業者を育てる上において、非常にいいことかなあというふうに、まあ、思った次第であります。ですから今のやり方が100%正しいかどうかということについて常に改善しながらやっていかなきゃならない。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、医療従事者を育てること、農林業の従事者というよりは、まあ、経営者を育てるっていうことは非常に難しいことだと思います。どのくらい難しいかと言いますと、あのう、過去僕らが就職した時代は平成3年、2年ぐらいの時代です。その当時、お医者さんで年間7千人ぐらい、あの各県100人ぐらいずつの大学があると思えばまあ、7千人ぐらい。で、実際新規で農業をする人っていうのはそれ以下って言われてました。ぐらい難しいっていうことはないですが、ある意味厳しい産業だっていう言われ方もしてました。ただ今はまあ、あのう、農業従事者っていうのは、ま

あ、その当時に比べれば、新規で1万4千人ぐらい増えてはいます。ただ、これ増えてる背景、まあ、島根県で言うと毎年100人以上が農業に従事しています。て聞いた時に、身の回りにジャンジャン農業をしとる人が増えてるかっていうイメージとは違うのは、あのう、昔は自分で農業をする人を新規就農者って言いましたが、今は統計上、法人に勤めても、農業の会社に行っても農業従事者っていうまあ、数字のマジックが一つあります。それとあのう、近年は、あのう、就農することに対してお金を出す時代です。当然人数は増えます。法人とかに勤めれば1年なり2年お金が出ます。毎年100人法人に入ってるということはある意味毎年100人やめとるのかも知れない現状です。で、そういう実態もある中でやっぱりほんとに農業をしたい人を育てるどういう時代かっていうと、あのう、まあ、うちの規模で全国的にみて、標準規模だどつい最近まで思い込んどりました。まあ、今は下の下です。ぐらい、規模拡大されて高度化されてきています。あのう、乳牛でいうと平成2年ぐらい32頭ぐらいが平均だったのだが、今72頭という、2倍ちょっと、ただまあ、1頭あたりの出る量が変わってますんで、実質3倍。養鶏にとっては、あのう、1600羽が今4万8千ということで30倍。あのう、いろんなことを言ってるけど、もう世の中っていうのはごく一部の生産者が大部分を、の生産を担ってる時代です。もうこれから育てるのはそのごく一部の人、大部分の生産を担うごく一部を育てていくっていうことも必要なんだと思います。4年か、5年に一人きちっと農業をする人が育ててくれればいい、そういう状態です。ただ、実際に農業をする人も必要だし、役場とか農協に入って支えてくれる人も必要です。先ほどみたいに消費者の方に入って、正しい理解で応援してくれる人も必要、都会に出て、こう田舎を支えてくれる人も必要と思えば、一つはまあ、農業に対する正しい理解、林業に対する正しい理解をしてほしいという思いもあります。で、今、かといってあのう、えと、農林振興課の方で所管しとりますけど、あのう、奨学金があるけど、あのう、農大に行く方は何人かおられても大学の農学部なり、そういうところに行く人は皆無です。話が長くなって申し訳ないです。今はそういう時代で、あのう、大学に農学部農学科、昔でいう農業を支えてくれる農学科、畜産学科、林学科、ありません。東大か、京大か、明治かぐらいしかないです。ぐらいその、まあ、誰もが簡単にその携わって農業を教えてくれる場所もない。やる人はほんとに選ばれた一部が自らの力で学んでやる時代。あのう、農協だ、役場だっていう時代じゃあないです。の中に放り出していかなきゃいけない時代になってきたということを考えれば、まあ、先ほど町長も言っていたんですけど、あのう、常に反省しながら、生徒に取り組んでいかなければいけないっていうことなんだと思います。で、そういう意味で思えば、あのう、まあ、4年間やっていただいて、今年1年ぐらいは、あのう、同じやり方もそうですし、ほんとに最終的にどういうやり方をして、どういう人を育てなきゃいけないのか、医療においても医者になればいいのか、そっから地元に残ってほしいっていう一歩踏み込むためには、よっぽどの倫理観なのか、道徳観がなければできないんだと思います。医者になれば資格があつてなればお金っていうのがついてくる中で、それでも邑智病院に来てもらおうという医者を育てるには、高い技術がもてはやされてる時代に、地元の医者で、総合医としてやってもらうというのはやはりそれなりの道徳観も必要なんだと思います。で、そういう意味であれば、やはりあのう、夢響きあい塾についてはもう一度こうきちとした見直し、最終的にただそのみんなを教育するっていう夢響きあい塾と別に、医学、農業っていうところで、正

しく知って欲しい。もっと興味を持つ人の教育っていうのもしなきゃいけないのかと思います。そういう意味でまずはあのう、一つはまあ、先を見すめて、見据えて、あのう、夢響きあい塾自体をどういう形でしっかり見直す、いい形で見直す場を作っていたきたいと思いますが、あのう、教育委員会なり担当課長の見解を聞かしてください。

●**土居教育長(土居達也)** 番外

●**議長(山中康樹)** 土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** ええ、確かに見直しをしなければならぬ時だなあというふうに思います。ただ、あのう、学校の中でできる範囲というのはやっぱり限界があるなというふうに思っております。今、夢響きあい塾でやっているのは、学校の中で言いますと総合的な学習の時間でやっています。これはあのう、中学校の1年生を除いて、年間70時間の範囲の中で、いろんな取り組みをしておりますので、まあ、限度があるというふうに思っています。で、ええ、学校の中でやれる部分というのは、やはりあのう、子どもたちがその職業なり何かにあこがれをもって進めていけるような、そういう、こうもの考え方とか、見方を変えてやる、まあ、農業観について変えてやるという、そういう大きな枠で、ええ、まあ、学校の中ではやらなきゃいけないのかなあと。また個々にそれなら自分は将来農業やってみようとか、あるいは医療に関わってみようとかそういった時に、それを支える地域の力を利用する、活用して、ええ、学校外のところでもこうやっていくような、ええ、やっていけるようなシステムを考えて見るのも必要じゃあないかなあというふうに思っております。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、今まあ、教育長の方から、あのう、学校のカリキュラム上の問題点というのは、あのう、があつて、その今のまんまで充実は難しいけれど、地域の人の力を借りながら学校外でやることも考えていかなきゃいけないという発言があつたんだと思います。あのう、最後に町長に聞きたいってか、まあ、それを強く後押しをしていただきたいと思いますが、あのう、農業っていうのはある意味弱い産業であつた方が、たくさん補助金がもらえます。あのう、A級グルメとか、やっぱりこううまくやってるから、非常に交付金とか外からも支援もたくさんあるのも事実です。ただ反面、ほんとはものすごく強い産業でお金がたくさん埋まってるってことで、虎視たんたと、そのビジネスチャンスを狙ってる業者なりもたくさんあります。うまくやれば地域の産業の一大産業となり得る可能性がある。という意味は、要は外には弱いふりをしてもいいけれど、邑南町の中は実際は、うちたちは強いんだよっていう、それはあのう、夢響きあい塾を早くから取り込んだ成果もあるし、それをもっと発展され、してやっていく。あのう、やっぱり二面性としてほんとに魅力あるものとして、強いものにしていくっていうことも必要なんだと思います。あのう、たとえばA級グルメで邑南町は今全国をリードしてますけど、あのう、国がやってる国家戦略特区、具体的にはすみませんちょっと目を通しただけなんですけど、あのう、今奈良県が特区を作ってやろうとしとります。食と農の巧みの技を持つ世界のトップクラスの料理人育成事業ぐらいどこの県もこういうところに目をつけて産業を興してやろう、もうしっかりした人材をつけてく、やってくるんだと思えば、やっぱり邑南町もそういう人材育成っていうのは早く取り組んできちっとやっていくべきだと思います。あの

う、どういう形がいいかどうか、いろいろあるとは思いますが、もう一步、二歩、その今の夢響きあい塾を踏み込んでできるように、その、今年1年しっかり検討して、教育委員会とも力を合わせてやっていきたいと、やっていただければと思いますが、あのう、町長、見解を聞かして下さい。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) とかくあのう、議論する場合に、あのう、手段であるとか、いわゆる方法論みたいなことが前に出ちゃって、ええ、私はあのう、どうかなというふうなことを常々思っとなるわけではありますが、やっぱりあのう、農業一つ考える場合でも、農業っていうのはすばらしい仕事なんだって、それはなぜかという人間の命を預かってる、人間の命を、そのう、育てる、そういうほんとに崇高な仕事を自分たちはやってるんだという、その誇り、ここをね、やっぱりしっかりちさい時から子どもたちに教え込まないと、いくら方法論に走っても私は農業っていうのはつまらんなあ、儲からんなあ、じいちゃん儲からんと言ってるよみたいなことになっちゃうんで、その誇りをどうやってこう植え付けるか、で、そこに我々はどこ、どうやってスポットをあてるかということが私は大事なことかなと思います。それは医療の問題だってそうでありまして、医療も農業も命をたず、命に携わる大事な仕事だと、だから勉強しなさいよっていう話になるわけでありまして。そういう大前提を抜きにしては、やはりなかなか夢響きあい塾が発展することは、かなわないなあというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいのと、それからやっぱりこれは結果がまた問われるわけで、先ほどの寺本あきほさんの例をあえて言いますと、私は彼女にはぜひ成功してもらいたい。卒業してここへ帰ってやるわけですけども、成功してもらいたい。そのためには私は支援をする。その成功事例を一つ一つ積み重ねることによって、子どもたちは先輩の姿をみて、ああ、自分たちでもできるという、そういうところにつながってくるので、ええ、ぜひこれは私も力を入れてやっていきたいなあというふうにまあ、思うわけです。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、命に携わる産業っていうことで、あのう、確かに、だからいろんな技術がすごく発展して、あのう、社会は変わってます。まあ、最後に町長からも力を入れていきたいということを書いて頂きました。あのう、町長も先ほどちょっと言われたとおり、子どもたちはいい産業だと思っても、周りがそうじゃないという人がいるっていう現状があります。という意味で、あのう、やはり何も思いがない、あのう、誤った考えを持ってない子どもたちに、無垢な状態でやっぱり正しい知識とその世の中の状況をきちっと教えてあげることによって、もっとあのう、地域に尽くしてくれる人材が育つのかと思っております。あのう、力を入れていくっていう言葉をいただきましたので、あのう、またみんなで力を入れてそういう人材が育っていけばいいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

—— 午後3時30分 散会 ——